住友信託銀行株式会社

CSRレポート 2005

Key to a Quality Growth

Key to a Quality Growth

私たちのビジョン――それは「トップクオリティ・トラストバンク（The Top Quality Trust Bank）」。
単に事業の規模を追うのではなく、経営の質を問い続けます。
ご提供する商品・サービスはいうまでもなく、
経営のすみずみまで質の向上を追求。
それによって「Quality Growth」
―すべてのステークホルダーに認められる質の高い成長―を目指します。

日々の事業活動における社会的責任（CSR）の実践。
これなくして、「Quality Growth」はありえません。

だからこそ私たちは、本気でCSRに取り組みます。
社会的責任投資（SRI）に取り組む私たち自身が、
まずSRIファンドの投資対象として一番に選ばれる企業になる。
理念から実践へ、そして企業価値の向上へ。
住友信託銀行のCSRは、私たちの事業そのものの中に息づいています。

目次

1 **編集方針**

2 **住友信託銀行のCSR**

4 **全ステークホルダーの皆様へ**

6 **住友信託銀行のCSR活動基盤**

10 **住友信託銀行のCSR活動サマリー**

11 GRIガイドライン対照表

透明性の高い経営の推進

12 コーポレート・ガバナンスへの取組み

14 コンプライアンスの徹底

16 リスク管理体制

事業活動を通じた貢献

18 ステークホルダーへの経済的な貢献

20 社会的責任投資（SRI）への取組み

22 環境負荷削減に貢献する商品・サービスの提供

24 お客様の信頼・満足向上への取組み

環境保全への取組み

26 環境方針の策定

26 国際的な環境保全活動への参加

27 事業サイクルにおける環境負荷削減への取組み

企業市民としての責任

30 公益信託

31 文化支援

32 教育支援

33 各支店における活動――地域に密着した取組み

働きやすい職場環境づくり

36 個人の主体性を尊重する人事制度

37 雇用の状況

38 豊かな人材の育成

38 労使関係

39 職場の安心・安全の向上

39 次世代支援プログラム

40 **第三者コメント**

41 **アンケートご協力のお願い**

43 **昨年度レポートに対するご意見・ご感想**

43 **会社概要**

編集方針

住友信託銀行では、社会的責任（CSR）を単なるスローガンではなく、当社が持続的成長・発展を遂げるための経営の主軸と位置付け、何よりも「本業」である金融商品・サービスを通じて社会的な価値を創造していくことを目指しています。日本の銀行業界でいち早く、経営戦略の一環として「金融機関のCSR」に取り組み始めて2年余りが経ちました。そして、その取組みは確実に深化しています。

本レポートは、すべてのステークホルダーの皆様に、当社のCSRに関する活動の状況を、分りやすく開示することを目的に発行しています。2回目の発行となるCSRレポート2005では、発行初年度であったCSRレポート2004よりもさらに本業における取組みに重点を置き、住友信託銀行ならではのCSR活動に関する報告を充実させました。

なお、本レポートおよび当社のCSR活動に関する皆様からの率直なご意見をいただき、相互コミュニケーションを深めていくことができればと考え、巻末にアンケート用紙をご用意いたしました。皆様の忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告対象範囲： 住友信託銀行の国内本支店および一部の海外支店、グループ会社の活動です。

対象読者： お客様、株主・投資家、お取引先、住友信託銀行の本支店の近隣住民の皆様、従業員などの、全ステークホルダーを対象としています。

報告対象期間： 平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）ただし、一部には、平成16年度以前の活動や平成17年8月までの最新情報を含んでいます。

次回報告書の発行予定時期： 平成18年9月を予定しています。

ホームページアドレス： http://www.sumitomotrust.co.jp

参照ガイドライン： GRI（Global Reporting Initiative）「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」

住友信託銀行のCSR

「価値の創出」――それが住友信託銀行のCSRです

住友信託銀行は、信託の根本理念・住友の事業精神に基づき、業務を通じて「持続可能な社会の実現」と「自らの発展」を希求していく企業でありたいと考え、日本の銀行業界ではいち早くCSRへの取組みをスタートさせました。当社では、CSRを単なるスローガンとして扱うのではなく、企業価値増大のための実効性ある「事業」として位置付け、まず何よりも本業である金融商品・サービスを通じて社会的価値を創出することを目指し、社会・環境の視点に基づいた新たなビジネス展開を強化しています。

この活動の中核的役割を担うのが「社会活動統括室」です。社会活動統括室は、自らが社会的視点を取り入れたビジネス・アイディアを開発するとともに、社内のさまざまなビジネス・アイディアへのサポートおよびコンサルティングを通じて、社会・環境関連の金融ビジネスのインキュベータとなることを目指しています。同時に、当社では、社会的価値創造につながるビジネス・アイディアを効果的に創出し、「事業革新」につなげるための手法として、持続可能な社会の構築に向けた課題を洗い出し、そのギャップを埋めるための金融面のサポートを案出するというプロセスを採用しています。

このような事業革新を含め、さまざまなCSR活動を企業価値増大に効果的に結びつけるために、私たちは「CSR事業」の体系化を図っています。すなわち、日々のCSR活動を企業価値の増大に確実に結びつけるには、両者をつなぐ「パス（経路）」を設定する必要があるため、私たちは、「事業革新の実現」「企業ブランドの向上」「人材マネジメントの強化」「コスト管理・削減」「リスク管理の強化（コンプライアンスを含む）」の5つを当社のパスと定め、それぞれについて時間軸を設定しました。当社では、これら5つのパスを考慮したうえで具体的な活動方針を策定し、実践しています。

このように、スタートから2年余りを経て、CSRの概念は社内において「事業」として定着し、当社の取組みは確実に深化しています。

企業価値向上へ向けた5つのパスと「CSR事業ポートフォリオ」

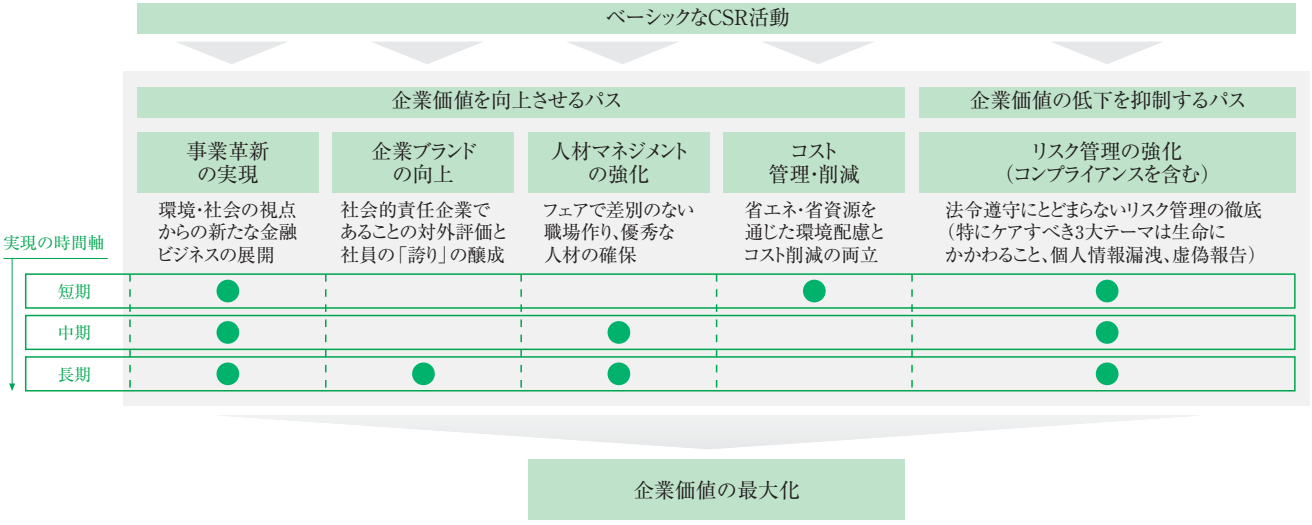

国連グローバル・コンパクトへの参加

当社は、平成15年に日本の信託銀行として初めて、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）に加盟し、「環境及び持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名しました。これが当社の本格的なCSR活動の出発点となり、以来当社では、社内における取組みの強化だけでなく、環境配慮企業との協働活動の推進も行ってきました。

さらに、平成17年7月、当社は「国連グローバル・コンパクト」に参加しました。国連グローバル・コンパクトは、平成11年1月に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）の席上、コフィー・アナン国連事務総長により提唱された人権、労働、環境に関する企業行動の9原則（平成16年に腐敗防止に関する原則が追加され、現在は10原則）を支持し、実践していくもので、世界中の2,000以上の団体が参加しています。グローバル・コンパクトは、①コンパクトとその原則を企業戦略と実際の活動に取り込むことによって、それが自社の企業精神の基礎となるように努力すること、②異なるステークホルダー間の協力と集団による問題解決を容易にすること、を目標としています。また各団体は、「対話」、「ラーニング」、「地域ネットワーク」、「プロジェクト・パートナーシップ」の4つの重要な実践メカニズムを通して、コンパクトの目標を前進させることを求められています。

グローバル・コンパクトへの参加により、当社は世界レベルの企業市民として10原則を日々のビジネス活動に取り込み、世界経済の中でその精神を広めていきたいと考えています。

グローバル・コンパクト：http://www.unic.or.jp/globalcomp

WE SUPPORT
THE GLOBAL COMPACT
国連グローバル・コンパクトを支持します

「グローバル・コンパクト」の10原則

人権	原則1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
	原則2. 人権侵害に加担しない。
労働	原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
	原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
	原則5. 児童労働を実効的に廃止する。
	原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
環境	原則7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
	原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
	原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
腐敗防止	原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

全ステークホルダーの皆様へ

（左）取締役会長
高橋　温

（右）取締役社長
森田　豊

中期経営計画「新ブレークスルー・プラン」の中で、当社は「トップクオリティ・トラストバンク」へのビジョンを掲げました。これは、トップクオリティの信託銀行としての価値創造を追求していくことで、自らも質の高い持続的成長を目指すというもので、CSR経営の実践をビジョンの実現に不可欠な要素の一つとして位置付けています。これは、私たちがCSRに本来「企業価値を守る機能」と「向上させる機能」があると考えているからであり、CSRを企業価値向上のための実効性ある「事業」として位置付けることで、単なるスローガンにとどまらない本業を通じた価値創出活動とすることを目指しているからにほかなりません。

このような考え方に基づき、当社は、平成15年6月に社会活動統括室を設立し、CSRの取組みを開始しました。以来、経営レベルおよび現場レベルでの推進体制の構築を進めつつ、SRI（社会的責任投資）や環境配慮型住宅ローン等いわゆる「CSR金融」の推進に取り組むなど、さまざまな活動を展開してきています。この中でも特に、全国の支店における現場レベルの取組みの進展には目を見張るものがあります。当社では以前より店頭のロビーを近隣の小学生の絵画展等に開放するなど、地域社会とのふれあいを図ってきましたが、ここ1～2年、より一層地域に密着した支店独自の取組みが急速に広がりつつあり、地元のメディアにも好意的に取り上げられるケースが増えてきました。

さらに当社は、自社内の活動だけにとどまらず、同じ志をもつ企業や団体とともに目標達成に向けて協働することで、相乗効果を高めたいと考えています。平成15年10月に国連環境計画（UNEP）の「環境及び持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名したことによって、CSRの中でも特に喫緊の課題とされる環境問題に重点的に取り組む旨を社内外に宣言し、これをCSR活動のバックボーンとしてきました。その後活動を強化する中で、さらに広範なコミットメントが必要と判断し、本年7月「国連グローバル・コンパクト」に参加いたしました。このことは、当社がCSR経営を一層推進し、環境だけでなく人権や労働といった社会全般の問題にも積極的に取り組んでいく決意を改めて表明したものであります。

地球温暖化にせよ少子高齢化にせよ、21世紀に国家あるいは地球レベルで取り組まなければならない問題は、その多くが短期的な解決が極めて困難なテーマであり、世界中の個人、企業、団体が長期的な視野に基づいて一致協力して取り組むことが求められています。そして、持続可能な社会の形成のために、未来から遡って今なすべきことを実践する、そのプロセスもCSRの大切な一つの側面だと考えています。こうした活動を実践する際、当社が常に心がけていることは、主語は「お客様を始めとしたステークホルダーの皆様」であるということです。目指すべき持続可能な社会においてステークホルダーがどうあるべきか、それを出発点と考え、ステークホルダーのために行動する信託銀行でありたいと私たちは強く念じています。

スタートから2年余りを経て、当社のCSRへの取組みは着実に進展してきました。しかし、まだまだ至らぬ点が多いということも認めなければなりません。CSRという概念は社内に定着してきましたが、現場において従業員一人ひとりが実践に移す段階で具体的に何をすべきかということに戸惑いがあることも事実です。2回目の刊行となる当CSRレポートにおいては、皆様方にまず当社の現状をご覧いただき、さらなるレベルアップを図るための率直なご意見、ご感想を、是非とも賜わりたいと考えています。

平成17年9月

取締役会長
高橋　温

取締役社長
森田　豊

住友信託銀行のCSR活動基盤

信託銀行の役割と住友信託銀行の経営スタンス

信託銀行とは、通常の銀行業務とともに、金銭、有価証券、土地などの信託財産を管理・運用する信託業務を主要業務とする金融機関であり、金融仲介、年金、証券、不動産など幅広い分野における社会インフラを提供しています。

平成16年12月に施行された改正「信託業法」により、受託可能財産の範囲が知的財産権などを含む財産権一般へと拡大し、今後は金融機関以外の事業会社なども信託業を営むことが可能になりました。これによって、信託の機能についての理解が大きく進み、財産の管理・運用や資金調達の際、ますます信託の活用が広がっていくものと期待されます。

近年の規制緩和により、金融コングロマリット化など大掛かりな業界再編の動きが見られますが、住友信託銀行では、いかにお客様や社会のニーズに応えていくかを最優先し、信託のコンピタンス（能力・技術）、健全な財務体質、CSR経営を軸とした経営を追求すべく、経営の独立性を堅持しています。

住友信託銀行の事業

住友信託銀行では、それぞれの部署が専門性を極めながらも、事業部門間の連携を強めることで、顧客価値の最大化を図っています。

リテール事業部門

当事業部門では、退職や相続等でまとまった資金の運用・管理ニーズが発生する機会の多い50歳代以上のお客様を「信託世代」と銘打ち、信託世代のニーズに合致した商品開発やサービスの提供に力を入れています。親密度・満足度重視のコンサルティング営業、年金・不動産等の強みを活かした営業スタイルにより、メガバンクとは一線を画した存在感のあるリテール事業を展開しています。

平成15年12月に個人向けにも販売を開始した当社独自のSRIファンド「グッドカンパニー」が同種のファンドでは国内で最大級に成長しているほか、「環境配慮型住宅」向けローンも順調に残高を伸ばしているなど、CSR関連商品への取組みも積極化させています。

ホールセール事業部門

当事業部門では、「企業価値創造バンク」をビジネスモデルとし、銀行・信託・不動産を兼営する強みを活かして、従来型の融資業務に加え、シンジケートローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンスや資産流動化などを通じて多様な資金調達ニーズに対応しています。また、企業価値向上につながる提案を行うコンサルティング業務や証券代行業務にも強みを発揮しています。

事業におけるCSR推進活動としては、風力発電を対象としたプロジェクトファイナンスにおいて国内トップクラスの実績を持つほか、近年は廃棄物処理関連施設へのプロジェクトファイナンスも実施しています。今後は、特に温暖化ガス削減に向けた取組みを支援する金融サービスを一層強化し、顧客企業のCSR活動推進にも貢献していきます。

マーケット資金事業部門

当事業部門は、一方で当社全体の財務機能の一翼を担い、投資業務――当社全体の市場性リスクの管理、自己勘定での投資――を行いつつ、他方でマーケットメイクと市場型金融商品の組成・販売によって、リテール・ホールセール両部門の活動を支援しています。平成16年度は、社内のリスクマネジメントで培ったノウハウを活用してお客様向けリスクコンサルティングを開始、また日本初の「外為証拠金信託」など、お客様のニーズを捉えた商品開発を行っています。京都議定書の発効に伴い、今後は排出権デリバティブの商品化についても検討していきます。

受託事業部門

当事業部門では、①年金信託事業（年金制度コンサルティング・年金資産運用等）、②投資マネージ事業（投資運用・投資顧問）、③証券管理サービス事業を行っています。当社は、公的年金の受託についてはトップクラスのシェアを誇り、企業年金では、顧客ニーズに応じた制度と商品（マルチプラン、マルチプロダクト）を一気通貫で提供できる体制がお客様から高い評価をいただいています。投資マネージでは、経験豊富なアナリスト、ファンドマネジャーを多数擁し、運用力に定評があります。また証券管理サービスでは、受託残高120兆円の日本トラスティ・サービス信託銀行を軸に管理サービスを展開するほか、海外現地法人を通じてグローバル・カストディ、セキュリティーズ・レンディングのサービスを提供しています。

CSR活動としては、確定給付年金マーケットにおいて日本でいち早くSRIに取り組んだだけでなく、確定拠出年金においてもSRIファンドを採用いただくお客様が順調に拡大しています。また、子ども向けの金融教育や、職域での投資教育の充実に取り組んでいます。

不動産事業部門

当事業部門では、企業財務コンサルティング機能、不動産仲介ノウハウ、不動産開発・建築・運営ノウハウを駆使し、不動産に関するさまざまなサービスを提供しています。J-REITなど不動産証券化の動きが強まる中、当社は不動産証券化の専門部署を有し、数多くの証券化案件をアレンジ、また証券化に伴う不動産管理信託の受託実績を挙げています。不動産投資に関するノウハウを活かして、不動産投資コンサルティング業務にも強みを発揮しています。さらに、土地の有効利用や建築に関するコンサルティングでも実績をあげており、設計段階における環境配慮型建築を推奨しています。

※ 住友信託銀行の各事業部門についての詳細は、「住友信託銀行 2005 ディスクロージャー誌」をご覧下さい。

主な事業内容

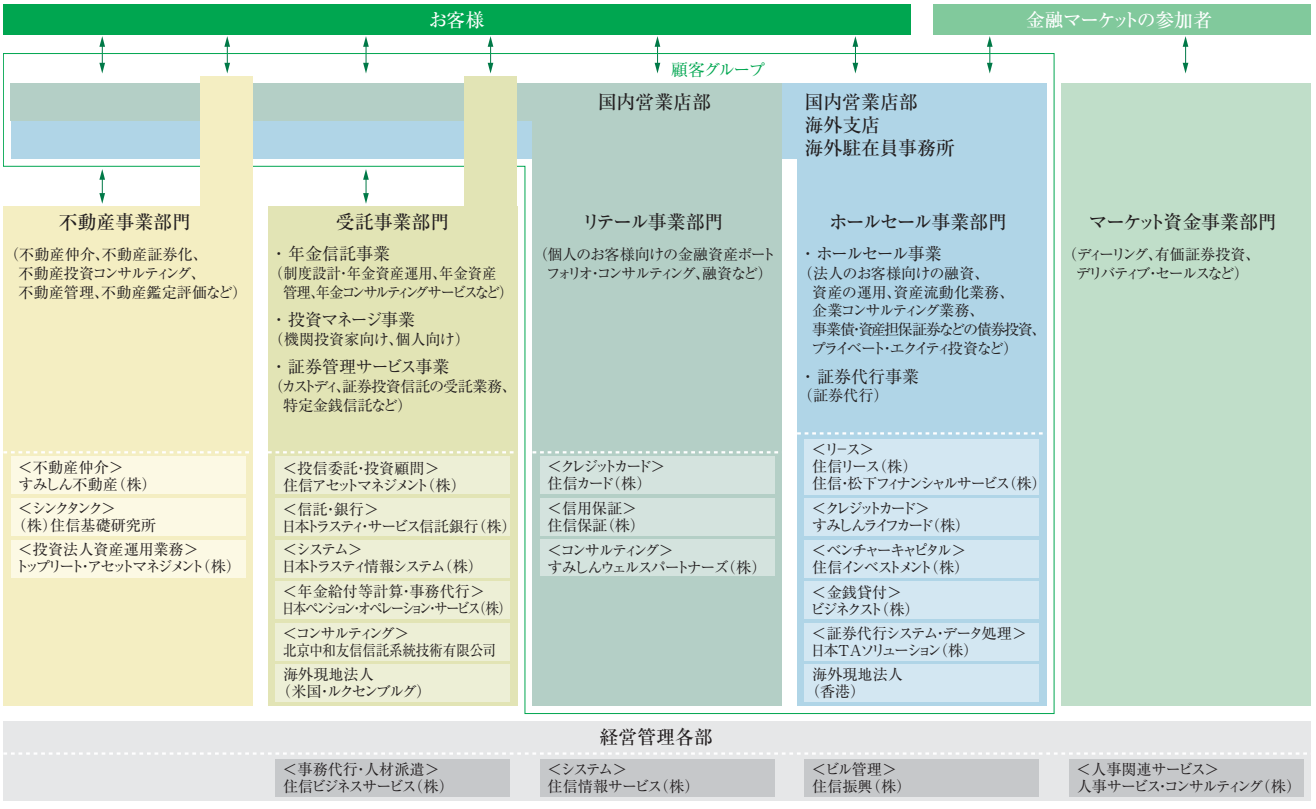

CSR経営の基本的考え方

住友信託銀行では、CSRを当社の事業活動を束ねる上位概念と位置付けていますが、私たちのCSR精神は今につくられたものではありません。住友家第2代総理事である伊庭貞剛が掲げた事業方針「住友の事業は、住友自身を利するとともに国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ」にも示されるように、企業として社会に果たすべき責任を重んじる精神は約400年の歴史の中で住友のDNAに深く組み込まれています。

当社では、大正14年の創業以来、この住友の事業方針を当社の経営理念として掲げ、これをもとに策定した全役職員の基本行動指針である「倫理憲章」および「社会活動憲章」をCSR実践の指針として全役職員に徹底しています。

「倫理憲章」（平成10年4月策定）

1. **社会からの揺るぎない信頼の確立**
   住友信託銀行は、「信任と誠実」の理念に立脚した信託銀行としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。
2. **社会の期待と負託に応える金融商品・サービスの提供**
   住友信託銀行は、環境の変化に積極的に対応しつつ、社会の要請を的確かつ迅速にとらえて、高品質の金融商品・サービスを提供する。
3. **法令・社会的規範の遵守**
   住友信託銀行は、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する。
4. **ゆとりと豊かさの実現と人格・個性の尊重**
   住友信託銀行は、役職員一致協力して、ゆとりと豊かさの実現を目指し、働きやすい環境を確保するとともに、個々人の人格・個性を尊重する。
5. **反社会的勢力への毅然とした対応**
   住友信託銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行う。
6. **経営の透明性の確保**
   住友信託銀行は、企業情報の適切な開示等により、企業経営の透明性を確保していく。

「社会活動憲章」（平成15年12月策定）

「私たちは、信任と誠実を旨とする信託の理念、信用を重んじ確実を旨とする住友の事業精神に基づき、社会に対する責任を果たすことを宣言します。」

1. **持続可能な社会の実現**
   私たちは、社会の持続可能な成長を目指すとともに、自らの企業価値の拡大を実現します。
2. **新しい価値創造と経済発展への貢献**
   私たちは、社会の期待にいち早く応え、質の高い金融商品・サービス・行動を通じて、新しい価値創造に取り組み、経済の発展に貢献します。
3. **地球環境の保全**
   私たちは、地球環境を守り次世代に引き継ぐために、金融の持つ機能を最大限に活かし、自然環境の保護、生物多様性の保全などの環境問題に真摯に取り組みます。
4. **人権の尊重**
   私たちは、ゆとりと豊かさを実現するために、人材をかけがえのない財産と考え、個人の人格、個性を尊重します。
5. **法令の遵守**
   私たちは、良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うします。

CSR推進体制

CSR委員会および社会活動統括室の設置

当社では、平成15年6月、全部門を挙げたCSR経営を推進することを目的として、会長、社長および常務以上の執行役員で構成する「CSR委員会」を設置しました。同委員会では、CSRに関する基本戦略の審議や社内のCSR活動進捗状況のモニタリングを行っています。また、CSR遂行に向けた活動のコントロールタワーとして、企画部内に「社会活動統括室」を設置し、各店部に対し全社的な観点からさまざまなアドバイスを行っています。

現場における取組みの強化

平成16年度からは、現場レベルでのCSRを具現化すべく、社会活動統括室を中心に各事業部門や支店における取組みを強化しています。全店部にCSR委員・CSR担当者を配置するとともに、事業部門戦略および評価基準にCSR活動に関わる目標を折り込み、実績の評価をスタートさせました。

現場における取組みを実効性あるものにするためには、従業員一人ひとりの意識向上と協力が不可欠です。当社では、「倫理憲章」および「社会活動憲章」を記載した憲章カードを全役職員に配布し、署名・携帯することを求めているほか、当社のCSR活動を紹介するポスターの各店部への掲示や、社内イントラネット（住信情報庫）を通じた各店部の取組み紹介による情報の水平展開等を行い、従業員の意識向上を図っています。

また、全店部を対象とした「社内オルグ」と主に若手従業員を対象とした研修「ディスカッション住信」を開催しています。社内オルグでは、CSRをめぐる動向、当社のCSRの考え方・推進体制、店部での活動のヒント等を、社会活動統括室が直接各店部を訪問し、説明の上で質疑応答を行うなど、CSRの浸透を図っています。一方、ディスカッション住信では、有志で日頃の問題意識を持ち寄り、当社のCSRのあり方や、新たなCSR活動に向けたアイデア等について、忌憚のない意見交換を行っています。

（開催実績）

社内オルグ：81回、延べ2,050人参加

ディスカッション住信：9回、延べ57人参加

CSR推進体制

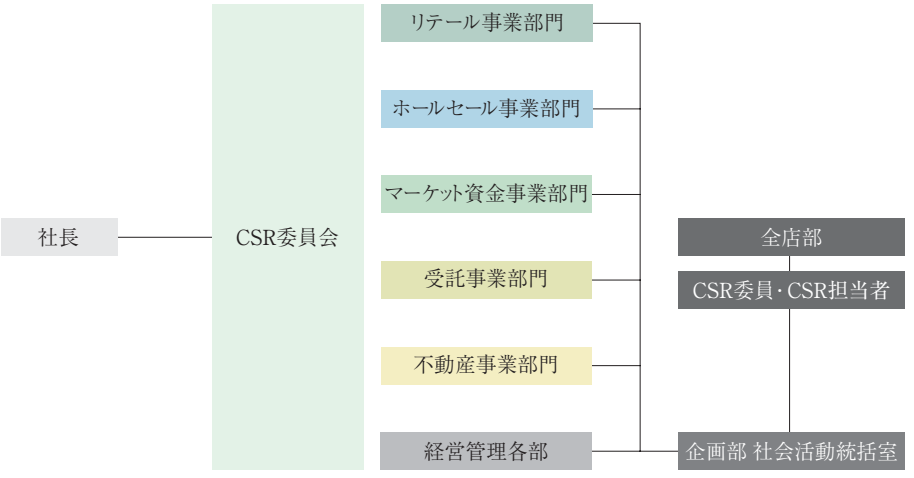

住友信託銀行のCSR活動サマリー

活動項目	取組み内容			掲載ページ
透明性の高い経営の推進	グローバル・コンパクトへの参加			3
	コーポレート・ガバナンス	内部統制システム		12
		内部監査		13
		情報開示		13
	コンプライアンス	推進体制		14-15
		個人情報管理		15
	リスク管理	組織体制		16
		統合リスク管理		17
		危機管理		17
事業活動を通じた貢献	社会的責任投資（SRI）			20-21
	環境配慮型商品・サービス	住宅ローン		22
		プロジェクトファイナンス		22-23
		不動産コンサルティング	建築コンサルティング	23
			土壌汚染対策法対応	24
	顧客満足度向上	お客様の声収集		24
		高齢者に優しい店舗	サービス介助士の配置と店舗改装	25
		指紋認証付外勤携帯端末の導入		25
環境保全への取組み	環境方針の策定			26
	国際的な	国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）		26
	環境保全活動への参加	WWFジャパン		26-27
	事業サイクルにおける	環境パフォーマンスの把握		27
	環境負荷削減	省資源・省エネルギー	CO_2削減	28
			廃棄物削減	28-29
		環境配慮型素材・商品の採用	低公害車の導入	29
			グリーン購入	29
			環境配慮型素材の活用	29
企業市民としての責任	公益信託			30-31
	文化支援	「60歳のラブレター」		31
		「住友信託　東京カップ」への協賛		31-32
	教育支援	「住友経営テクノロジー・フォーラム」の設立		32
		「日本の次世代リーダー養成塾」への協賛		32
		財団法人「トラスト60」の活動		32
	地域に密着した取組み	各支店における社会貢献活動		33-35
働きやすい職場環境づくり	人事制度	制度の枠組	キャリア制	36-37
			職群制	37
		人材評価制度		37
	雇用の状況	女性の活躍推進		37
		障害者雇用		37
	人材育成	業務公募制度		38
		研修プログラム		38
		人権啓発研修・啓発活動		38
	労使関係			38-39
	職場の安心・安全の向上	健康管理体制		39
		定期健康診断		39
		各種健康相談・カウンセリングの実施		39
	次世代支援	次世代支援プログラム		39

GRIガイドライン対照表

グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）：
1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ（CERES：Coalition for Environmentally Responsible Economies）と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度に改訂版を発行。次回改定予定は2006年度です。

□ 必須指標　■ 任意指標

指標		掲載ページ
1. ビジョンと戦略		
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	表紙裏, 1-5, 8
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者（または同等の上級管理職）の声明	4-5
2. 報告組織の概要		
組織概要		
2.1	報告組織の名称	43
2.2	主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む	6-7, 10, 20-25, 29-31
2.3	報告組織の事業構造	6-7, 12-13, 18-19
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合弁企業の記述	6-7, 13-14, 16, 18, 33-35
2.5	事業所の所在国名	43
2.6	企業形態（法的形態）	43
2.7	対象市場の特質	6
2.8	組織規模	43
2.9	ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係	1
報告書の範囲		
2.10	報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレスなど	43
2.11	記載情報の報告期間（年度／暦年など）	1
2.12	前回の報告書の発行日（該当する場合）	1
2.13	「報告組織の範囲」と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」	1
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなおす場合、再報告の性質、効果および理由を説明（合併／吸収、基準年／期間、事業内容、または、測定方法の変更など）	27
報告書の概要		
2.20	持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み	1, 41-42
2.21	報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み	40
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を入手できる方法（可能な場合には）	1, 7
3. 統治構造とマネジメントシステム		
構造と統治		
3.1	組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	12-14
3.2	取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合（百分率）	12
3.4	組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス	14-17
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	12-17
3.7	組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	8, 15, 26, 36, 39
3.8	取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム	12-14
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	1
3.10	ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告	13-14, 38-39
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	24-25, 41-42
統括的方針及びマネジメントシステム		
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明	14-17
3.14	組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱（イニシアティブ）	3, 26
3.15	産業および業界団体、あるいは国内／国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの	20-21, 26-27
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順	2, 10, 27
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	25
4. GRIガイドライン対照表		
4.1	GRI 報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表	11
5. パフォーマンス指標		
経済的パフォーマンス指標		
顧客		
EC1	総売上げ	18
従業員		
EC5	給与と給付金（時間給、年金その他の給付金と退職金も含む）総支払額の国ないし地域ごとの内訳	37
投資家		
EC6	債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリーごとに分類された配当- 優先配当金の遅延も含む	19
公共部門		
EC9	助成金等についての国ないし地域別の内訳	32
EC10	地域社会、市民団体、その他団体への寄付。金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳	31-35
環境パフォーマンス指標		
エネルギー		
EN3	直接的エネルギー使用量	27
EN17	再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み	29
水		
EN5	水の総使用量	27
廃棄、廃水、廃棄物		
EN8	温室効果ガス排出量（CO_2, CH_4, N_2O, HFCs, PFCs, SF_6）	27
EN11	種類別と処理方法別の廃棄物総量	27
社会パフォーマンス指標		
雇用		
LA1	労働力の内訳	37
LA12	従業員に対する法定以上の福利厚生	39
多様性と機会		
LA10	機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述	36-39
LA11	上級管理職および企業統治機関（取締役会を含む）の構成。男女比率及びその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む	12-13, 37
教育研修		
LA16	雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述	38
LA17	技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム	38
戦略とマネジメント		
HR1	業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述（監視システムとその結果を含む）	38-39
HR8	業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修	38
懲罰慣行		
HR10	報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述（人権への影響を含むが、それに限定されない）	14-15
地域		
SO1	組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画（監視システムとその結果を含む）の記述	33-35
SO4	社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰	34-35
顧客の安全衛生		
PR6	報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的、責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞	25, 29, 裏表紙
製品・サービス		
PR2	商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	14-16
PR8	顧客満足度に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム（顧客満足度調査の結果を含む）の記述	24-25
プライバシーの尊重		
PR3	消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	15

透明性の高い経営の推進

コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、大正14年の創業以来、「信任と誠実」という信託の根本理念と「信用を重んじ確実を旨とする」という住友の事業精神を経営理念として掲げています。これは、信託銀行の業務が高い公共性を有しており、社会的責任・公共的使命の遂行に当たっては、全ステークホルダーの皆様からの揺るぎない信頼が不可欠であるとの認識に立ったものです。

当社ではこうした経営理念の下、コーポレート・ガバナンスを「より効率的で透明な経営を通じて、当社が持続的な成長・発展を遂げるために行う、経営上の意思決定・執行・監督にかかわる仕組み」と位置付け、その充実に努めています。

意思決定、執行および監督に係る内部統制システム

当社では平成11年に「執行役員制」、平成12年に「事業部制」を導入し、業務執行の迅速化を図ってきました。平成17年6月現在は、取締役2名、取締役兼執行役員9名、取締役を兼務しない執行役員17名が選出されています。取締役会は取締役全員をもって組織され、重要な業務執行の決定を行い、取締役・執行役員による業務執行を監督しています。また、取締役会の下に設置した経営会議では、経営方針に関する事項や個別重要事項に関する決議を行い、さらに各種審議会や委員会にて、事業戦略・リスク管理等に関する重要事項を審議・決定・検討しています。

ALM審議会（月1回以上開催）

オフバランス取引（デリバティブ取引等）を含む資産・負債の適正な運営ならびに健全性確保を図るための、資産・負債総合管理の基本方針の決議

投融資審議会（週1回開催）

運用基盤の強化拡充、資金の最有効運用ならびに資産の健全性確保のための、与信業務の基本方針および投融資案件等の決議

年金運用審議会（年4回開催）

年金信託財産、財産形成投資基金信託財産の信託目的に則した運用ならびに資産の健全性確保を図るための運用基本方針の決定

受託資産運用審議会（年4回開催）

主として有価証券投資を目的とした指定金外信託、指定金銭信託（ユニット型）および単独運用指定金銭信託を始めとする金銭の信託等の信託目的に則した運用ならびに資産の健全性確保を図るための運用基本方針の決定

内部監査および監査役監査の体制

当社では、他の事業部門等から独立して内部監査業務を行う部署として「業務監査部」を設置しています。取締役社長自らが同部の統轄役員を務め、当社の全業務を対象に、内部管理体制（リスク管理体制を含む）等の適切性・有効性を検証し、指導・提言を通じて、体制強化、業務改善に資するという責務を担っています。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤の監査役3名（うち1名は社外監査役）と非常勤の監査役2名（社外監査役）の合計5名の監査役で構成されています。監査役は監査役会で策定した監査方針および監査計画に基づき、事業戦略の遂行状況、リスク管理体制およびコンプライアンスに特に留意するとともに、連結経営の視点を踏まえて監査を行っています。

さらに、監査役は業務監査部および会計監査人と会合を行い、監査計画や監査結果等について報告を受けるとともに、意見交換を行うなど連携を強めることにより、監査機能の一層の充実を図っています。

会計監査に関しては、あずさ監査法人と監査契約を締結しています。

経営の透明性と情報開示

当社では、経営の透明性確保に欠かせない要素の一つとして、公正かつ適時・適切な情報開示に務めています。

ディスクロージャーポリシーの策定

当社は、平成17年6月、企業の情報開示に関する内部統制強化の流れを受け、当社の経営関連情報に関し、外部に公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、開示統制手続きの設計、評価、維持のための具体的方策を検討し、経営会議に意見具申する組織として、「ディスクロージャー委員会」を設置しました。

また、当社の会社情報の開示全般に係る基本方針として「ディスクロージャーポリシー」を策定し、開示基準・開示方法・将来情報の取扱等に関する基本的な考え方を定め、公表しています。さらに、社内規則としてディスクロージャー業務規定その他の関連規定を定め、公正かつ適時・適切な開示を実施するための内部統制体制を整備しています。

積極的なIR活動への取組み

当社では、IR（Investor Relations：投資家向け広報）活動を「投資家を始めとするあらゆるステークホルダーと経営陣との双

業務執行・監督等内部統制体制

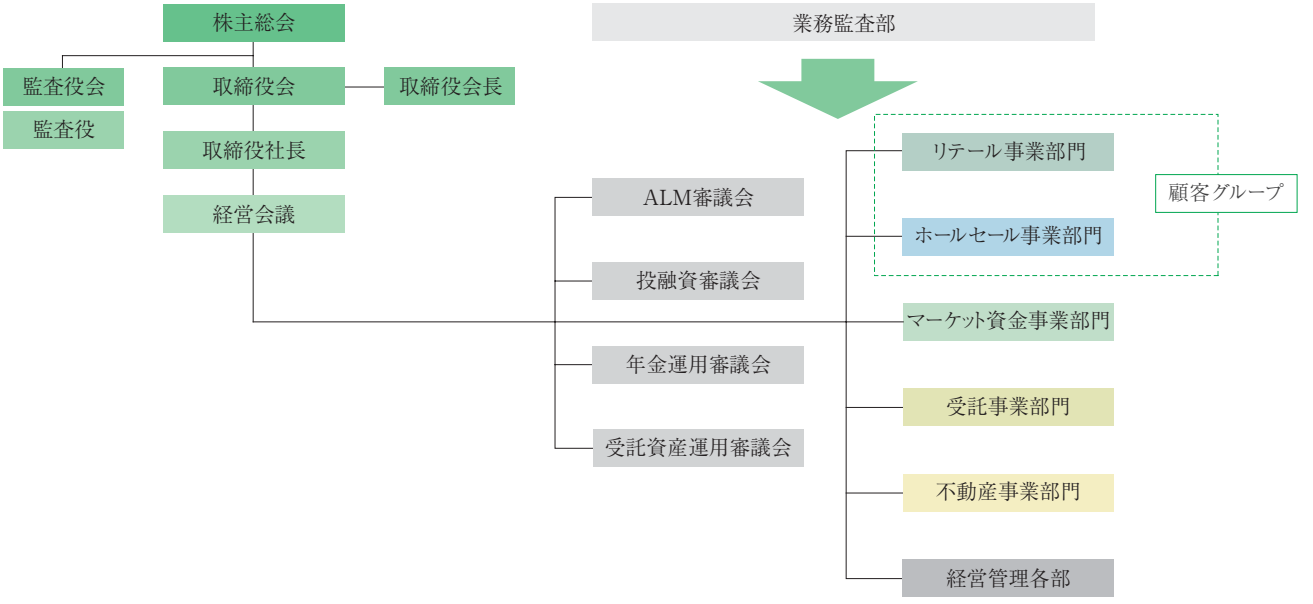

方向コミュニケーション」と定義し、積極的に取り組んでいます。経営トップのIRに対する意識の高さ、経営情報・データ等の十分な開示、IR部門の組織的機能の高さ等が評価され、社団法人日本証券アナリスト協会が発表するリサーチアナリストによるディスクロージャー優良企業選定の銀行部門において、当社は4年連続1位を受賞しています。また、近年増加している個人投資家に向けた情報開示への取組みも積極化し、平成17年6月・7月には、東京・大阪・名古屋・福岡などを中心とした全国7ヶ所において、個人投資家向け会社説明会を開催しました。

コンプライアンスの徹底

信託銀行は、公共性の高い資金事業、信託・財産管理事業を営むことにより、国民経済の発展と福利厚生の増進に貢献するという公共的使命を担っています。当社は、こうした責務を果たし、社会からの揺るぎない信頼を確立するため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社の経営倫理や行動規範を示す「倫理憲章」（平成10年4月制定）の中で「あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する」ことを定めています。

推進体制

当社では、取締役会、コンプライアンス委員会、法務部コンプライアンス室、本部および国内外の全営業店・拠点のコンプライアンス・オフィサーを中心に、信託業法改正や個人情報保護法などの法令改正に対応したコンプライアンス体制の整備を進めています。

コンプライアンス委員会（委員長：法務部統轄役員）は、当社のコンプライアンス体制の実施状況をチェックし、問題点を整理・検討し、必要に応じてその対応方針を取締役会等に助言・報告しています。法務部コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画・推進を担当し、関係各部と協力しコンプライアンスに関する諸施策を一元的に管理しています。また、各コンプライアンス・オフィサーは、それぞれの組織でコンプライアンスの浸透・徹底を図るとともに、職員の相談窓口やコンプライアンス室への連絡窓口を担当しています。その他、従業員が経営層に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度も設け、問題の早期発見に努めています。

コンプライアンス体制

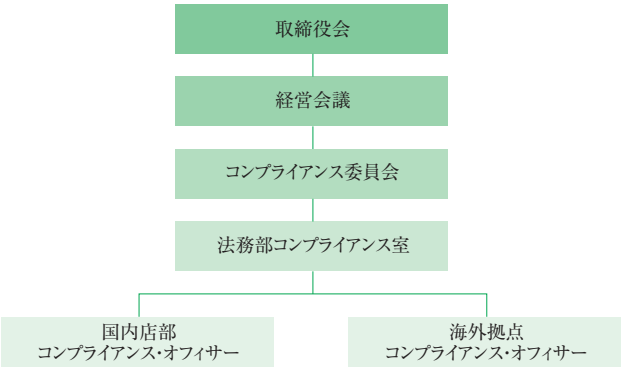

コンプライアンス徹底に向けた諸活動

コンプライアンスの徹底を実現するため、日常業務遂行上の行動規範をまとめた「コンプライアンス行動基準」を制定し、役職員に周知徹底しています。また、コンプライアンスに関する年間の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づき全社的活動を進める一方、各部門でも独自の実践計画を策定し、整備を進めています。各店部では、コンプライアンス・オフィサーが中心となり業務運営の第一次チェックを行い、さらに業務監査部が第二次チェックを行う体制を敷いています。

コンプライアンス研修については、コンプライアンス全般に関する全社的な研修や個別業務を対象としたテーマ別の研修の実施等、内容を充実させるとともに、各店部での自主研修を半期に一回以上実施し、その状況を法務部コンプライアンス室でモニタリングしながら、基本的事項の啓蒙や周知徹底を行っています。

コンプライアンス行動基準に定める行動規範

1. 顧客の信頼を得るための行動規範
2. 株主・投資家の信頼を得るための行動規範
3. 社会に対する行動規範
4. よりよい企業風土を作るための行動規範
5. 組織の一員としての行動規範

個人情報管理の徹底

当社では、平成11年に「情報セキュリティ管理規則（セキュリティポリシー）」および「情報セキュリティ管理細則（セキュリティスタンダード）」において、情報セキュリティの確立、維持、向上に必要な事項を規定しました。以降、情報を取り巻く環境の変化に合わせて改定を重ねるとともに、社内の研修等により全職員への周知徹底を図っています。このように、当社では、個人情報保護法施行以前から個人情報の収集、利用、保管・保存および廃棄等において遵守すべき基準および「情報管理責任者」を定めて、個人情報保護を自発的に推進してきました。さらに、社内体制としては「個人情報保護推進室」を設置し、平成16年10月には「プライバシーポリシー」を公表するなど、個人情報保護対応に関して他行に先駆けた取組みを行ってきました。平成17年4月の個人情報保護法全面施行後は、既存の管理体制をさらに補強するとともに、各種規定と体制の見直しを行い、個人情報の管理徹底に努めています。

同時に、お客様情報を始めとする各種情報を管理するコンピュータシステムに関しても、設備・運用、技術面においてさまざまな対策を講じ、安全性および信頼性の維持・向上に努めています。また、インターネットなどのオープンネットワークに対する攻撃（ハッキング、サービス妨害等）への24時間体制の監視や、専門業者による定期的な脆弱性調査の実施など、常にシステムの強化を図っています。

当社では、このように情報管理体制を整えておりますが、万が一、個人情報漏洩等の事故が発生した場合には、「オペレーショナル事故報告システム」により関係者に即時周知し、必要に応じて、全社横断的に組成される情報管理部会で状況の把握、原因の究明、再発防止策の検討等を、迅速に対応できる体制を構築しています。

なお、今般、個人情報保護法の全面施行に伴い管理徹底を図る観点から、全支店において個人情報が含まれるCOM（コンピューターアウトプットマイクロフィルム）、還元資料（A3大の紙資料）等の保管状況を調査した結果、資料の一部が紛失していることが判明しました（紛失した個人情報数：6,033件、資料を紛失した支店数：44ヵ店、紛失した資料に含まれていた情報項目：お客様名、お取引番号、口座番号、残高等）。紛失物の大半は平成11年以前のものであり、内部調査の結果、社内で誤って廃棄した可能性が高く、外部への漏洩懸念は極めて低いものと考えています。

また、平成17年7月現在、本件に関して二次被害や類似事案の発生等問題となる事象は発生しておりませんが、当社としては、本件を重く受け止め、再発防止に向けて、情報管理手法の高度化の検討を行うなど、個人情報管理の一層の厳格化に努めていきます。

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化等により、金融機関のビジネスチャンスは飛躍的に拡大する一方で、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しています。お客様の多様化・高度化するニーズに的確にお応えしつつ、経営の健全性を維持していくために、当社は、「リスク管理体制の高度化」を経営の最重要課題と位置付け、リスクの正確な認識、継続的な評価、適切な管理・運営ならびにコンプライアンス（法令等遵守）体制の充実に努めています。

リスク管理の組織体制

当社は取締役会において、リスク管理の基本方針を定めるとともに、収益責任を担う事業部門から独立した経営管理各部の中に各リスクカテゴリーを所管するリスク管理所管部を設置しています。①リスク統括部が信用・市場・流動性リスクおよびオペレーショナルリスク全体を統括し、②オペレーショナルリスクのサブカテゴリーとして、a)コンプライアンスについては法務部、b)事務リスクおよび情報リスク以外の情報セキュリティリスクについては業務管理部、c)イベントリスクおよび情報リスクに関する情報セキュリティリスクについては総務部がそれぞれ所管し、リスクのモニタリング・分析と適切なリスク管理体制の企画・推進を行っています。多種多様なリスクを総合的に管理・運営していくために、リスク統括部は企画部と協働でリスク管理に係る全社横断的な調整機能を担い、さらに、業務監査部がリスク管理所管部を含む内部管理体制の適切性・有効性を検証しています。取締役会は、各リスクの管理・運営状況について、定期的にあるいは随時、報告を受けています。

また、新商品・新サービスの導入にあたっては、商品審査委員会で、内在するリスクの所在と種類を特定し、その評価を行うことで、適切なリスク管理体制の整備に向けた検討を行っています。

リスク管理体制

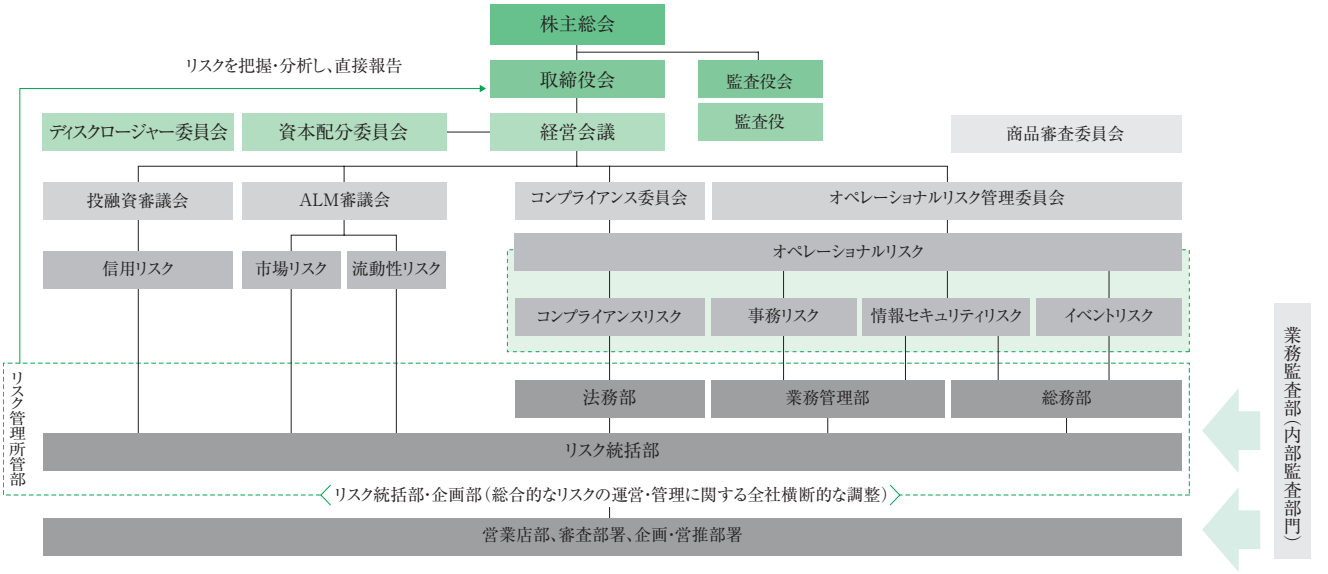

統合リスク管理

統合リスク管理とは、企業が直面するさまざまなリスクを共通の見方で統合的に捉えたうえで、経営体力の範囲にリスクを制御することにより健全性を確保する、一連の活動のことをいいます。

当社では、経営体力に基づき負担可能なリスク量の総枠を決定し、各リスク単位・事業部門に対して事業計画に見合ったリスク上限を設定することで、資本が毀損するリスクをコントロールしています。統合リスク管理の柱として、統合VaR*1(Value at Risk)、業務純益SVA*2(Shareholders Value Added = 企業価値の増加額)といった管理指標を導入することで、効率的かつ適切なリスク運営を実践しています。また、経営会議の諮問会議である資本配分委員会が、資本充分性の検討・検証を行い、経営会議へ助言・提言する体制としています。

用語解説:
*1:統合VaR:各リスク単位のリスクを、相関を考慮し統合したリスク量のことで、一定の確率の範囲内で予想される最大損失額をいいます。
*2:業務純益SVA=税引き後業務純益−資本コスト(株主の皆様がリスクに見合ったリターンとして期待する収益):業務純益SVAが0以上であれば、株主の皆様へ付加価値を創出したことになります。

危機管理

当社は、自然災害・戦争など非常事態においても、緊急対策本部の設置等により、業務運営が継続できる体制を整えています。また、バックアップオフィス(代替施設)や業務継続計画を整備するとともに、その実効性を確保するため、定期的な総合訓練を実施しています。

統合リスク管理の枠組み

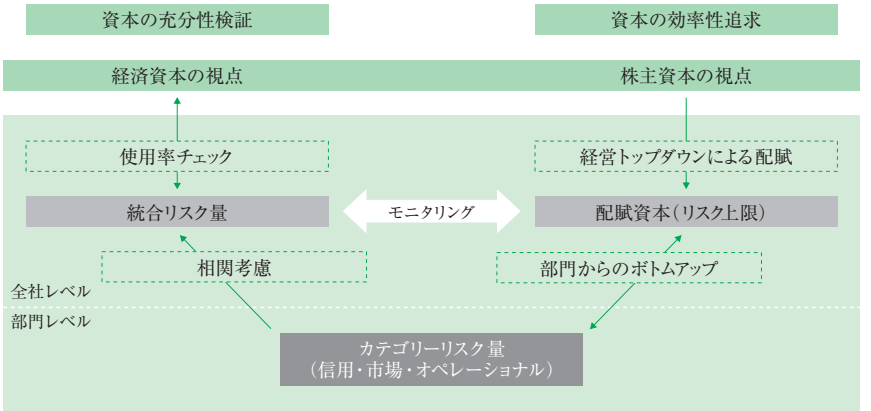

事業活動を通じた貢献

当社は、常に「本業」を通じたCSRの実践を心がけています。信託銀行は、通常の預貸業務はもちろんのこと、お客様の大切な資産の運用・管理を行っています。証券化など信託の仕組みを活用したユニークな資金調達・運用、高齢化社会を支える年金給付事務、資本市場の円滑な運営に不可欠な証券管理・証券代行など、当社の提供する社会インフラは広範囲にわたっています。

ステークホルダーへの経済的な貢献

当社は、すべての業務において「信託らしさ」を追求しています。つまり、一人ひとりのお客様を大切にし、高い顧客満足と長期のリレーションシップを追求する営業スタイルをベースに、年金・不動産などの高い専門性を活かしたサービスを提供しています。

収益構造

当社の収益は、主に信託報酬、資金運用収益、役務取引等収益から構成されています。銀行、信託、不動産を兼営する当社の収益構造の特徴は、資金運用収益以外の部分、つまり役務取引等損益*1とその他信託報酬*2を合わせた、いわゆる財管手数料が占める割合の高さにあります。財管手数料が連結業務粗利益に占める割合は、年々着実に高まっており、平成16年度には40%弱にまで達しています。

*1:役務取引等損益:投資信託等販売、シンジケートローン等アレンジ、証券代行、不動産仲介、不動産管理などに関わる損益
*2:その他信託報酬:年金、証券管理、債権流動化、不動産証券化、不動産信託などに関わる信託報酬

収益力の強化

平成16年度の業績については、連結修正業務純益(不良債権処理前の通常業務による収益)は、前年度比75億円増加の1,611億円となりました。これは実績配当商品(投資信託や個人年金保険など)の販売手数料や不動産手数料(仲介手数料や証券化関連手数料)などの増収を主因としています。

連結当期純利益については、従来から前倒しで取り組んできた資産健全化の成果として、貸出関係損失が大幅に改善し、貸倒引当金の戻入益を特別利益に計上したことなどを主因として、前年度比172億円増加の968億円と過去最高水準となりました。連結ROEは11.8%と、前年度に引き続き10%以上の水準となっています。

今後も、平成20年度の目標である「連結修正業務純益2,000億円超、連結当期純利益1,000億円超、連結ROE10%程度」の達成に向けて、各部門において事業戦略の展開を推進していきます。

連結修正業務純益の部門別内訳

	単位:億円
ホールセール事業	728
証券代行	68
リテール事業	172
マーケット資金事業	382
受託事業	213
年金・投資マネージ	170
証券管理サービス	43
不動産事業	177
その他	-60
修正業務純益	1,611

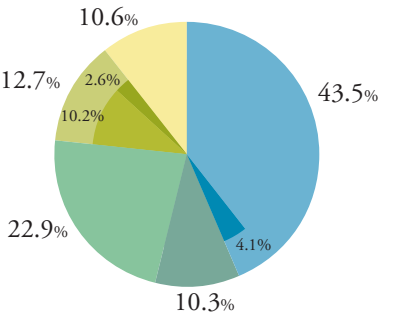

注: 円グラフ中の部門の内訳は、「その他」の項目を除いて計算しています。

資産の健全性

当社では、これまで資産健全化を最優先課題として、不良債権の処理ならびに保有株式の削減に努め、業界中最高水準の強固な財務基盤を築いてきました。

不良債権の残高については、平成17年3月末の金融再生法開示債権（単体）は前年度末比1,047億円減少して1,842億円となりました。開示債権比率（総与信に占める金融再生法開示債権の割合）は大手邦銀の中では最も低い1.8%にまで低下しています。資産区分別では、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が33億円減少、「危険債権」および「要管理債権」についても、それぞれ250億円、765億円減少しています。これは、最終処理の進展に加え、一部要管理先における業況改善の動きなどを反映したものです。なお、連結ベースの金融再生法開示債権についても1,928億円と単体同様減少しています（前年度末比1,050億円の減少）。

株式等については、保有リスクの削減を継続する一方で、今後の収益、顧客基盤拡大につながる投資については戦略的に取り組みました。その結果、平成17年3月末における連結ベースの株式保有残高（その他有価証券・取得原価）は4,402億円となり、中核的自己資本である連結Tier Ⅰに対する比率は51%の水準となっています。

自己資本の充実

平成17年3月末の連結自己資本比率（国際統一基準）は12.50%となり、国内外にわたる積極的な投資を実施した上で、引き続き高い水準を維持しています。なお、中核的な自己資本に係る比率を示すTier Ⅰ比率については、不良債権処理コストの減少などにより着実に利益を計上できたことから、前年度末比0.16ポイント上昇して7.23%となりました。

また、連結繰延税金資産については、前年度比697億円減少して、平成17年3月末の残高は803億円となり、連結Tier Ⅰに対する比率は9.3%まで大きく低下し、資本の質の面でも一層の充実を果たしました。

利益配分

当社は、株主への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、業績に応じた株主利益還元策（配当に自己株式の取得を加えた総合的な利益還元策）の実施を基本方針としています。戦略的投資によって企業価値の増大を図りながら、業績や戦略的投資の環境を総合的に判断した上で、連結当期純利益に対する配当性向の当面の目途を20%以上としています。平成17年3月期の普通株式の配当金については、他行に先駆けて採用した業績連動配当の方針に従い、前年度比倍増となる1株あたり12円としました。その結果、配当金支払い総額は、199億92百万円となり、配当性向は、前年度の12.1%から20.6%に上昇しています。

不良債権の推移（単体）

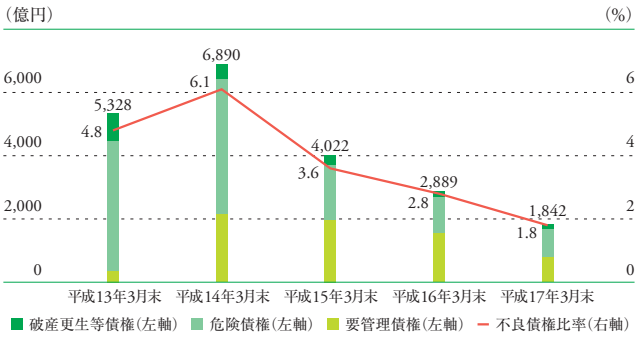

自己資本・自己資本比率（連結）

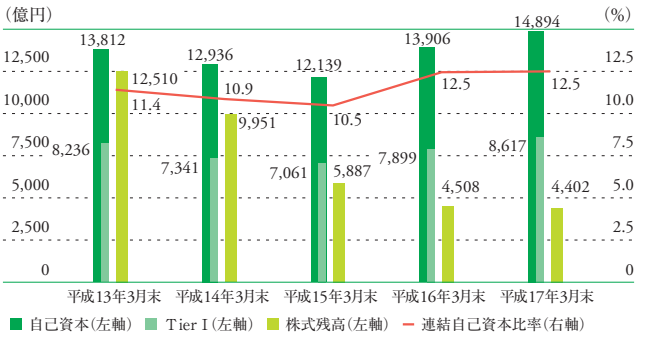

社会的責任投資（SRI）への取組み

公募投信「グッドカンパニー」

SRIの市場動向と住友信託銀行の取組み

社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）とは、CSRの観点から企業を評価・分析・選定する投資手法です。地域投資など広い意味でのSRIまで含めると欧米ではすでに300兆円近い市場が形成されており、日本においても近年急速に注目度が高まっています（日本の市場規模は平成17年6月末時点で約1,300億円）。

住友信託銀行では平成15年7月に企業年金基金から初めてSRIファンドを受託し、同年12月に投資信託「グッドカンパニー」を発売しました。平成17年6月末時点で年金基金・個人向け投資信託は合計で約290億円まで受託額が拡大しています。また、さらに平成16年2月より確定拠出型年金向けにも商品の提供を開始しております。

住友信託銀行のSRIの特長

住友信託銀行のSRIは、社会、環境、経済といういわゆるトリプルボトムラインで企業を評価する本格的なSRIファンドです。投資対象銘柄は、株式会社日本総合研究所に委託した調査結果を踏まえて、「法的責任」「社会的責任」「環境的責任」の観点から約300銘柄を投資対象候補として選定し、次に当社のSRIアナリストとファンドマネージャーが「経済的責任」についても綿密な調査・分析を行い、最終的には80銘柄程度で構成されるポートフォリオを構築しています。私たちは、投資対象銘柄の選定においては、CSRがどの程度本業の中に浸透しているか、そしてCSRがどのように売上や利益などの財務リターンの向上につながっているかという点を最も重視しています。具体的にはCSR活動が財務リターンの最大化につながる5つの「パス（経路）*」――「事業革新の実現」「企業ブランドの向上」「人材マネジメントの強化」「コスト管理・削減」「リスク管理の強化（コンプライアンスを含む）」――を設定し、ポートフォリオの構築を行っています。

この選定基準は取りも直さず、当社自身がCSR活動実践において掲げている「企業価値向上へ向けた5つのパス」そのものです。これは、私たちが、他社を評価するのと同じように厳しい目で自己評価し、世界のSRIファンドから投資対象とし

SRIファンド「グッドカンパニー」ポートフォリオ構築プロセス

実質の運用を行うマザーファンドにおける投資プロセスは以下の通りです。

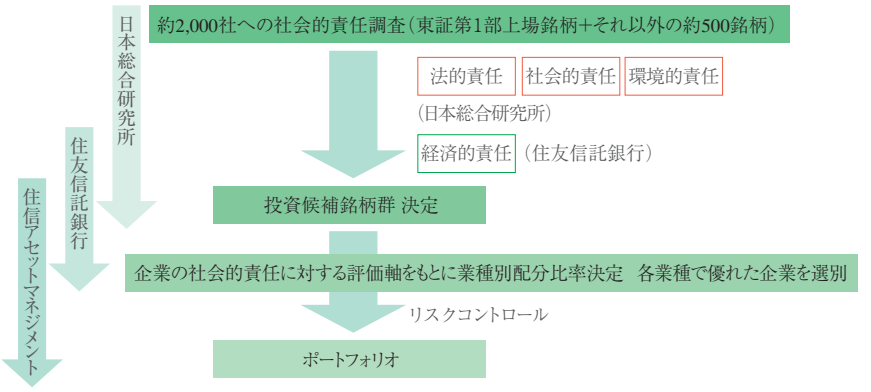

＊「法的責任」「社会的責任」「環境的責任」の調査は、株式会社日本総合研究所の協力により実施します。同社は投資顧問業者としての登録は行っておらず、マザーファンドおよび当ファンドにおいて有価証券の価値等または有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものではありません。

て選定されるような企業でありたいと考えているからにほかなりません。

※5つのパスについての詳細は、P2の図「企業価値向上へ向けた5つのパスとCSR事業ポートフォリオ」をご覧下さい。

市場拡大に向けた取組み（NPO/NGO等との連携）

当社は平成16年7月にアジア地域において持続可能な社会的責任投資活動の振興を目的とするNPOであるASrIA（The Association for Sustainable & Responsible Investment in Asia）に加盟しました。さらに平成17年3月には、日本国内にてSRIを推進するNPOである「社会的責任投資フォーラム」の会員となりました。社会的責任投資フォーラムに関して、当社は、平成16年12月の設立記念シンポジウムにおいて機関投資家代表としてパネルディスカッションに参加、また平成17年6月にはSRIファンド・連続セミナー「ファンドマネージャーが語るSRI運用のすべて」において講演を行いました。

また、平成16年12月には経済同友会・社会的責任経営推進委員会において「わが国のSRIの現状と課題」と題し講演を行うなど、SRI市場拡大のための積極的な提言も行っています。

運用責任者に聞く

金井司　企画部CSR担当部長兼年金運用部副部長

平成15年7月に当社が初めてSRIファンドを受託してから2年が経過しました。その一ヵ月前の6月にCSRの推進セクションである社会活動統括室が設立されましたので、当社においてSRIとCSRは文字通り双子のような関係にあるといえます。

当社の場合、SRIファンドを最初にご提供したのは企業年金のお客様でした。これは、私たちがSRIを高い運用収益を上げることができる新しい運用手法であると確信しており、SRIマーケットに参画する以上は、最も厳格な受託者責任を課せられている企業年金が認める運用を目指そうと考えたからです。企業の強みは人材マネジメントにあると考えておられたこの最初のお客様は、「まさにこのような運用を探していた」と喜んでくださり、積極的にご検討いただいたのが印象に残っています。その後、新聞社やテレビ局、人権団体、学生など、多種多様な方々からお問合せを受け、予想以上の反響の大きさに驚きました。また、同僚である当社の社員が一丸となってこのファンドの販売に注力してくれたお陰で、当社のSRIファンドはスタート直後から急速に拡大し、この分野では国内最大級のファンドとなっています。

世界のSRI市場は、すでに300兆円規模に成長していますが、国内ではまだ1,300億円程度にすぎません。私は、今後日本でもSRIファンド市場がさらに拡大することで、企業のCSRへの取組みを活性化し、持続可能な社会の構築につながる新たな資金の流れが定着することを望んでいます。そのためには本格的にSRIに取り組む運用機関が増え、お互いが切磋琢磨しあえる土壌が育つことが重要と考えており、社外においても積極的な提言を行っています。ライバルは増えますが、パイオニアとしてそれに負けないよう、さらなる調査体制および銘柄分析力の強化、中小型銘柄ゾーンでの投資の拡大など、運用力の強化に向けてあらゆる努力をしていきたいと考えています。

環境負荷削減に貢献する商品・サービスの提供

環境配慮型住宅ローンの提供

京都議定書が発効したことにより、地球温暖化防止に向けた機運が世界的に高まっています。当社は、国連環境計画への署名以来、一般家庭より排出される地球温暖化ガスの削減につながる使用電力の自給自足促進に貢献できる金融商品の開発を検討してきました。そして平成16年3月、積水化学工業株式会社との提携により、太陽光発電システムを搭載した環境配慮型住宅専用ローンの提供を開始しました。この住宅ローンは、太陽光発電設備を搭載した住宅の金利を優遇するだけでなく、発電容量に応じて優遇幅が拡大する仕組みを採用したものです。

このほかにも、パナホーム株式会社のエコライフ住宅（ソーラー発電システム搭載住宅や高気密・高断熱性能での省エネ住宅など）、株式会社クボタの太陽光発電システム「エコロニー」を集中設置するソーラータウン、三洋ホームズ株式会社のIT住宅・太陽光発電搭載住宅に対し、金利を優遇した住宅ローンを提供しています。

環境配慮型プロジェクトファイナンス等への取組み

当社では、CSR経営を掲げる以前より、信託銀行が持つ金融仲介機能や信託機能を活用して環境配慮事業を支援する

環境配慮型プロジェクトファイナンスの実績

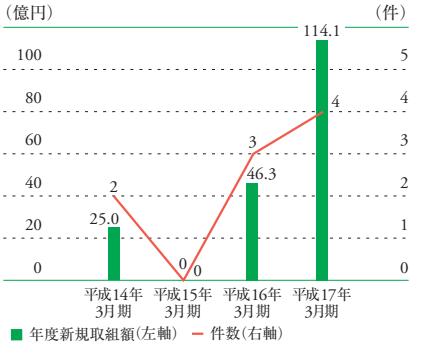

平成16年度　環境配慮型プロジェクトファイナンス実績

案件名	取引先名	概略	当社参加額／総額 単位：億円	取組時期（調印）
・東京臨海リサイクル発電事業	東京臨海リサイクルパワー（株）（株主：東京電力（株）、清水建設（株）、（株）荏原製作所 他）	東京都が国の進める都市再生プロジェクトの一環として、首都圏の廃棄物問題の解決を目的として公募した「東京都スーパーエコタウン事業」の一つです。東京湾内にある都有地を購入し、国内でも最大規模の処理能力を有する廃棄物リサイクル処理・発電施設を建設運営するものです。	38/230	平成16年7月
・釜石広域ウィンドファーム	（株）トーメンパワー釜石（株主：（株）ユーラスエナジージャパン）	岩手県釜石市・大槌町・遠野市にまたがる丘陵地帯に、1,000kwタービンを43基設置した総出力4万2,900kwの日本国内最大級規模の風力発電所です。売電先の東北電力（株）との17年間の長期売電契約により、一般家庭約3万世帯相当分の電力を供給します。（平成16年12月竣工）	30/60	平成16年9月
・三崎ウィンドパーク事業	三崎ウィンド・パワー（株）（株主：丸紅（株）、四国電力（株）、愛媛県西宇和郡伊方町）	愛媛県西宇和郡伊方町にて1,000kwタービンを20基設置する総出力2万kwの風力発電所を建設し、平成18年10月より17年間、四国電力（株）に電力を供給する事業です。	23/30	平成17年3月
・彩の国資源循環工場整備事業 ・複合型建設副産物再資源化施設事業	埼玉環境テック（株）（株主：埼玉県リサイクル事業協同組合、松坂電器（株）、（株）ヤマギシライフコーポレーション 他）	埼玉県寄居町「彩の国資源循環工場」内で行う建設廃棄物再資源化事業です。	23/23	平成17年3月

取組みとして、発電時にCO_2の排出を伴わない風力発電事業や、循環型社会の構築に寄与する廃棄物処理・リサイクル施設の整備・運営など、環境配慮型プロジェクトへの融資を手がけてきました。

平成17年3月には、これまで数多く手がけてきた風力発電事業を、金融機能を通じてさらに拡大・発展させることを目指し、三菱商事株式会社、住商リース株式会社、ジュリアーニ・パートナーズ（ジュリアーニ前NY市長が参画する投資会社）&セイジ・キャピタル・グロース提携グループとともに、独立系ベンチャー企業である株式会社グリーンパワーインベストメントに出資し、同社がビジネスモデルとする風力発電の証券化事業に参画することを決定しました。当社の証券化ノウハウを活用することで、投資家の皆様にとって風力発電というクリーンエネルギー事業をより身近なものとしていただき、事業の拡大を後押しすることを目指しています。そしてこれを通じて、より一層地球温暖化防止に貢献していきたいと考えています。

また、平成17年1月に国際協力銀行との間で「環境審査にかかる協定書」を締結しました。本協定書は、国際協力銀行と民間金融機関が協調融資などを行う案件に関して、同行がプロジェクト審査の際に実施した環境審査に関する情報およびノウハウを、民間金融機関に提供するものです。今後、これらの情報およびノウハウも活用・応用して、より的確な環境リスクの判断に基づいた高度なプロジェクト選定を行っていきたいと考えています。

不動産ノウハウを活用した環境配慮活動

環境配慮型建築コンサルティング

当社では、お客様が本社ビル・営業所・工場等の建築を行う際に、土地信託業務で培ったノウハウを活かした建築コンサルティングサービスを提供しています。近年、CO_2排出量の削減を始め、企業の環境問題への意識が高まる中、従来のコンサルティングサービスに加え、「環境配慮型の建築コンサルティング」を開始し、これについても徐々に実績をあげてきています。

具体的には、建築設計段階において「環境配慮項目リスト」を作成し、それに沿って、省エネルギー化推進、景観形成面への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用、健康面への配慮等についてコンサルティングを行っています。さらには、中長期的ライフサイクルコストを勘案することで、環境負荷の削減だけでなく、トータルでコスト削減につながるような各種ご提案もさせていただいております。

平成17年4月には、環境配慮型建築コンサルティングを始めとした不動産コンサルティングの運営体制を強化するため、専門部署として「不動産コンサルティング部」を新設しました。今後はさらなる専門知識の蓄積とコンサルティングスキルの向上を図り、不動産事業を通じた環境配慮活動を積極化していきたいと考えています。

釜石広域ウィンドファーム

環境配慮型建築コンサルティングに基づいた
株式会社ルネサステクノロジ武蔵事業所本館

土壌汚染対策法対応への取組み

[仲介業務に伴う土地履歴調査]

東京都や大阪府の「土壌汚染に係る条例」等、特定の地域においては、一定規模以上の土地の改変時には、土壌汚染対策法により指定された有害物質の取扱履歴の有無にかかわらず土壌汚染の状況を調査することが義務づけられています。

当社では、土地取引の際に必要な土地履歴調査・土壌汚染の可能性調査について、独自で調査する体制に加え、平成15年3月より清水建設株式会社と業務提携を行い、土壌汚染調査を外部委託しています。これにより、従来以上に短期間で大量の土壌汚染調査が可能となり、万全な体制で仲介業務に取り組んでいます。

[土壌汚染コンサルティングへの取組み]

平成16年4月より、プロパティ・リスク・ソリューション株式会社と業務提携を行い、お客様（＝土壌汚染の可能性のある土地所有者）に対し、土壌汚染調査から汚染が発覚した場合の浄化工事に関するサポートまでの一貫したコンサルティングサービスを提供しています。具体的には、複数の土壌汚染浄化業者等の中から、土壌汚染調査および浄化工事の手法・費用等を比較し、ニーズに合った適切なパートナーを選定・ご紹介するサービスで、お客様にとって次のようなメリットがあります。

- 汚染調査および浄化工事の業者選定にあたり、複数業者の見積りを比較検討することが可能で、コスト削減を図ることができます。
- 汚染調査および浄化工事のコスト見積りに関し、適正か否かの検証を第三者的立場で行います。
- 個別に調査会社・浄化会社を選定し交渉を進めるのに比べ、時間的ロスが少なくなります。

同サービスは、土壌汚染リスク分野で初めて、土地利用の履歴やヒアリングから汚染を診断する初期調査のみで浄化費用を保証する事業として好評を得ています。今後は土壌汚染不動産の浄化・改良を推進するための新たなスキーム構築等にも積極的に取り組んでいきます。

お客様の信頼・満足向上への取組み

お客様の声を収集

当社はお客様に信頼される商品・サービスをご提供するため、常にお客様の視点に立って、顧客満足度（CS）を高めるさまざまな取組みを行っています。

リテール事業では、お客様から忌憚のないご意見をお寄せいただけるよう、平成13年に「お客様サービス推進室」を設置しました。同室では、できるだけ多くの「お客さまの声」を頂けるよう、お客様専用電話回線（フリーダイヤル）の開設、ホームページ内における専用コーナーの設置、「お客さまの声カード」の作成・頒布、店頭における専用投函箱設置などの取組みを実施してきました。同時に、取組みの浸透・徹底を図るため、従業員に向けた啓発活動も推進してきました。その結果、直近においては、平成16年10月から平成17年3月までの半年間で51,748件の「お客さまの声」を頂いています。お褒めの声からお叱りの声まで、さまざまなご意見をお寄せいただいていますが、お客様にご満足いただけるサービスの提供のためには、すべての「お客さまの声」を真摯に受け止め、当社の営業施策や活動に反映させることが必要です。この信念の下、お寄せいただいた一つひとつの声に対し、専任スタッフが営業店および関係各部と一体となって対応を行っています。

また、証券代行事業では、平成13年4月に証券代行業務の株主管理サービスについて、国際的な品質保証規格であるISO9001の認証を業界で初めて取得しました。その後も、お客様にご満足いただけるサービスを提供するという視点で、継続的に品質マネジメントシステムの改善に取り組んでおり、その一環として証券

代行業務をご委託いただいている法人のお客様に毎年アンケートを実施しています。お客様の声を反映した取組み例としては、環境重視の観点から株主総会等における株主宛通知にリサイクルペーパーや生分解フィルムを使ったエコ封筒の使用を推進しています。また、最先端の証券代行システム「NEO・CAROL」を駆使して、最新の株主情報、株主総会の議決権行使状況、その他の資料等をウェブ上にて提供し、お客様の利便性向上にも取り組んでいます。

サービス介助士の全店配置と高齢者に優しい店づくり

当社では、本格的な高齢化社会への対応の一環として、「サービス介助士」を全営業店に配置しています。サービス介助士は、NPO法人日本ケアフィットサービス協会が認定する民間資格で、資格保有者は目の不自由な方がご来店された場合の基本的な介添えや車椅子の方の補助など、サービス業において必要な介助技能を備えています。大手百貨店・ホテル・鉄道会社などでの導入事例はありますが、金融業界においては、当社の取組みが初めてです。

当社では、従来からお客様への接遇レベル向上のため、「CSリーダー」という役割の従業員を全営業店に配置してきました。このCSリーダーを始めとして、接客に携わる従業員から選抜されたメンバーが講習を受け、サービス介助士の検定試験を受験しました。平成17年6月末現在、54名の資格保有者が各営業店にて活躍しています。さらに、これらの従業員が修得した介助技能を他の従業員に伝えるなど、現場における啓発活動を進め、今後ともご高齢の方やハンディキャップをお持ちの方にも安心してご来店いただける店舗づくりを行っていきます。また、ハード面においても「高齢者に優しい店づくり」を目指し、店舗内エレベーターやリフトを設置するなど、全店舗において改装工事を計画・実施しています。

店舗内リフト／梅田支店

指紋認証付外勤携帯端末の導入

平成17年2月、当社は邦銀では初となる指紋認証機能を備えた外勤活動用情報端末を導入しました。

お客様のご自宅などで、お客様一人ひとりのニーズに合ったコンサルティングを実施し、一層のサービス向上につなげるため、全国で約700名の担当者が活用しています。

またこの端末は、お客様の情報を守るため、指紋認証（生体認証）やデータ自動消滅などの機能を装備しており、担当者が外勤中、万一、盗難に遭遇したり紛失したりした場合にも、第三者が情報を取得できない高度なセキュリティ対策が施されています。

サービス介助士研修風景

指紋認証付外勤携帯端末

環境保全への取組み

人々の環境保全に対する意識全般や投融資における環境リスク重視の姿勢が世界的に高まる中、日本の金融機関にも環境配慮活動への期待が高まっています。当社では、金融機能を通じてマネーフローを環境保全型に変える活動と同時に、社内においても環境意識の向上や環境負荷の削減に向けて積極的に取り組んでいます。現在の取組みはまだ限られたものですが、毎年見直しを重ねながら改善を続けており、各店部ごとの取組みも強化しています。

環境方針の策定

当社は、平成17年5月、これまでCSR活動を通じ実践してきた環境配慮行動を、3ヶ条の「環境方針」として整理し、今後の当社の環境配慮活動の指針として規定しました。

平成17年度は、独自の環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーのための活動を徹底するとともに、環境問題に資する新しい金融商品の開発や販売についても、一層強化していく方針です。

環境方針

私たちは「社会活動憲章」を基本理念として、下記の環境方針に沿った取り組みを実践します。

1. 「持続可能な社会の実現」、「地球環境の保全」のために自ら何ができるかを考え、行動する。
2. 投融資の対象の選定、金融商品の開発においては、環境問題に資するべく最大限努める。
3. オフィスにおいては、省資源、省エネルギー、グリーン調達等の環境配慮を常に心掛ける。

国際的な環境保全活動への参加

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）への加盟

当社は、平成15年10月、「2003国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）東京会議－金融と環境に関する国際会議－」において、日本の信託銀行として初めて、「環境及び持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名しました。

UNEPは、国連諸機関の環境に関する活動を総合的に調整し、環境に関する国際協力の旗振りを任務としています。その中で「金融イニシアティブ」は、金融機関における環境および持続可能性に配慮した最適な事業のあり方の追求・促進を目的とするプログラムであり、現在、世界各地で200社以上の金融機関が署名しています。

当社は、UNEP FIの主旨に賛同しており、業務面のみならず、日本あるいはアジアにおける署名企業との協働活動にも積極的に参加していきたいと考えています。

UNEP 金融イニシアティブ：http://www.unepfi.org

WWF（World Wide Fund For Nature）ジャパンへの参加

当社は、「社会活動憲章」の中でも掲げている地球環境保全活動の一環として、

WWFパネル展／本店営業部

野生動物の保護に対する理解の増進に向けた活動も実施しています。世界最大の自然保護推進団体であるWWFの日本法人「財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）」の法人会員であると同時に、各地の営業店のロビーでパネル展を開催し、WWFの活動を紹介することで来店されたお客様に自然保護への理解を働きかけています。

WWFジャパン：http://www.wwf.or.jp

事業サイクルにおける環境負荷削減への取組み

ごみ減量推進店／藤沢支店

環境パフォーマンスの把握

当社グループでは、平成15年度より当社および当社グループが使用している本部ビルにおいて、資源の使用量と環境負荷源の排出量の把握を実施しています。

平成16年度の低公害車導入推進の効果などにより、エネルギー使用量のうち、ガソリンについては前年度比18.8%の削減率となりました。他方、電力、ガスについては増加となり来年度に課題を残すこととなりました。

アウトプットについては、紙類全体の排出量は増加したものの、ミックスペーパーの量が減り、リサイクル率が増加しています。またその他の廃棄物については、排出量が減るとともに、リサイクル率は高まっており、社内において廃棄物の分別収集が順調に定着しているといえます。

なお、環境負荷データの対象範囲については、順次拡大を図っていく予定です。

環境パフォーマンス

	インプット	増減（前期比）		アウトプット	増減（前期比）
エネルギー使用量			紙類排出量	948,330kg	＋9.8%
電力	41,488,471kwh	＋0.6%	うちミックスペーパー	290,710kg	－25.1%
ガス	926,759m³	＋1.7%	再利用量	892,795kg	＋15.0%
ガソリン*1	536,133L	－18.8%	（リサイクル率）	94.14%	＋4.26ポイント
水使用量	97,314m³	＋2.8%	その他廃棄物排出量	314,446kg	－4.1%
紙使用量*2	701,609kg	＋7.5%	再利用量*3	36,721kg	＋20.0%
うち再生紙	433,356kg	＋2.6%	（リサイクル率）*3	11.68%	＋2.35ポイント

・集計範囲：当社および当社グループが使用している本部ビル（6棟）（但し、ビルによっては、一部計数を 把握できていない項目があります）。
・集計期間：平成16年4月1日～平成17年3月31日

＊1 営業拠点も含めた当社全体（国内）の使用量です。
＊2 コピー・ファックス用紙、コンピューター用紙、トイレットペーパー、名刺、封筒を対象としています（一部本部ビル以外での使用分も含みます）。
なお、「CSRレポート 2004」における本項目のデータに誤りがありました。総使用量652,373kg（うち再生紙422,373kg）に訂正いたします。
＊3 一部再利用量の把握できていない廃棄物があります。

省資源・省エネルギーに向けた取組み

当社は、省資源・省エネルギーのため、オフィスでの節電、廃棄物削減に全社で取り組んできましたが、平成17年度は活動をさらに発展させ、環境保全、コスト削減の両面で確実な成果を得るための目標設定に向けた取組みを強化しています。

営業店および拠点ビルにおける環境配慮活動については、まずは全店部の取組み状況をアンケートで把握し、最も進んだ方式をベンチマークとする「トップランナー方式」を採用します。また、取組みは行っていたものの、具体的な成果の把握に到っていなかった光熱費や廃棄物の削減量を全店レベルで定量的に把握するためのプロセス構築を目指し、データの収集を行っています。

今後は、電力消費量、水道使用量（および給水光熱費）、廃棄物量（および廃棄物コスト）の集中管理と、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに沿った具体的な削減策の実施を目指します。同時に、有益な取組みを他の店部等に水平展開するためのナレッジ・マネジメントにも注力します。

オフィスにおけるCO_2削減努力

日本政府による「京都議定書」批准を受け、東京都は平成14年4月、消費電力や燃料が一定規模以上の事業所約800カ所に対し、CO_2削減の計画書（地球温暖化対策計画書）の提出を求めました。当社府中ビルもその対象となり、自主目標を設定しました。

その後、平成17年には東京都により「地球温暖化対策計画書制度」が導入され、府中ビルは今後5年間の省エネ計画の策定と進捗状況等の公表が求められるようになりました。これを受け当社では節電など運営面での省エネ徹底を推進するとともに、省エネ推進委員会を中心に、従業員の省エネ意識向上の情宣活動を行っています。千里ビルでは、照明間引き効果などの省エネ効果の測定や不在時の巡回チェックなども実施しています。今後この取組みを他のビルへも水平展開すべく、体制構築を進めています。

また当社は、平成17年7月から、環境省が提唱している地球温暖化防止活動（チーム・マイナス6%）に参加し、夏期のオフィス内温度を28度に設定するとともに、クールビズを導入しています。

廃棄物の削減

当社では、廃棄物そのものの削減とリサイクルの推進に取り組んでいます。省資源および廃棄物量の削減に向けた取組みとしては、全社で両面印刷・両面コピーの取組みを強化しており、社内だけでなく、取引先などのご理解を得て、外部向け資料についてもできるだけ両面の使用を図っています。また、廃棄物容量を圧縮することで、処理コストの削減にも取り組んでいます。一方、廃棄物のリサイクルに向けた取組みについては、分別収集

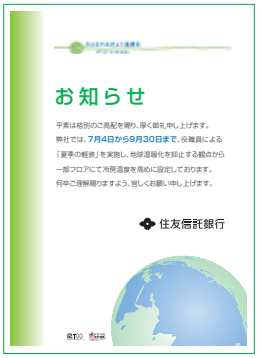

クールビズポスター

エネカット（府中ビル冷却器に設置された省エネ設備）

の促進のための仕組みづくり、再利用へのルート拡大などを行っています。

低公害車導入実績

乗用車保有台数	598台
低公害車保有台数	535台
うち 平成22年燃費基準達成車	335台
低公害車保有率	89.5%

（平成17年3月末現在）

環境配慮型素材・商品の採用

低公害車の導入

当社では、温暖化ガス削減に向けた取組みの一環として、営業活動において使用する乗用車に積極的に低排出ガス認定車を導入しています。平成17年3月末現在において使用する乗用車（普通・小型・軽自動車）598台のうち、535台が平成12年基準低排出ガス認定を受けた低公害車となっており、その割合は前期から7.3ポイント増加して89.5%となっています。

また、平成16年5月からは、平成17年基準の低排出ガス認定車の中でも、省エネルギー法における平成22年燃費基準を達成した車種の積極採用を推進しており、全体の56%となっています。

エコフィット通帳

グリーン購入

平成16年4月より、Webシステムを利用してオフィス用品の購入を一本化し、環境に配慮した商品を優先的に購入するグリーン購入の仕組みを整備しました。使用頻度の高いオフィス用品を全社で環境負荷の低い商品に切り替えることで、環境負荷の低減だけでなく、従業員の環境問題に対する意識の向上にも貢献しています。

環境配慮型素材の活用

当社では、お客様に提供するパンフレットや株主・投資家向け送付物についても、環境配慮型素材の使用を推進しています。不動産パンフレット「不動産の知識」、「不動産の知識－税金編」、「住宅百科」の3点については、リサイクルの推進を目的として古紙100%の再生紙を使用しており、財団法人日本環境協会によるエコマーク認定を受けました。その他のパンフレットについても順次エコマーク認定素材への切り替えを進めていきます。

株主総会に係る通知や報告書については、再生紙ならびに大豆インクを使用するとともに、送付用封筒の窓部分には植物性フィルムを使用し、送付物のエコ化を図っています。また、当社ばかりでなく、当社が証券代行を受託しているお客様にも呼びかけを行い、関連送付物における環境配慮型素材の使用率の向上を図っています。

紙類以外には、平成16年2月より、お客様にお渡しする不動産契約に関連する重要書類用ファイルのカバーについても、リサイクル材料を使用したプラスチック製品「エコスノー」への切り替えを行いました。

平成17年度は、環境配慮型素材の使用範囲を広げ、表紙を含めた全ページに再生紙を採用し、印刷には大豆油インキを使用した「エコフィット通帳」を6月より導入しています。この再生紙を使用した通帳の導入は、環境保全だけでなく、コスト削減にもなるほか、通帳を使用されるお客様の環境意識の向上にも貢献するものと考えています。

再生紙等を利用した事業報告書

企業市民としての責任

社会からの揺るぎない信頼を確立するためには、すべてのお客様に満足していただくための配慮はもちろん、地域・社会に受け入れられるための努力が必要です。住友信託銀行は、一人ひとりのお客様のニーズにお応えする「コンサルティング営業」に努める一方で、社会に役立ちたいというお客様の社会貢献活動実現のお手伝いを行うと同時に、支店ごとに地域に密着したさまざまな活動を推進しています。

公益信託

公益信託とは、社会全般の利益を目的とする信託のことです。例えば、科学技術の振興や、教育に対する助成、芸術の普及、文化財の保護、開発途上国への経済協力、自然環境の保全、社会福祉事業に対する助成など、社会のために役立ちたいと考えているお客様は、基金を設定し、公益信託の仕組みを通じてその目的を実現することができます。当社では、昭和52年5月に第1号を受託して以来、平成16年度末までに延べ133件を受託しています。平成17年度からは、公益信託を専任で担当する部署を本部内に設置し、受託体制の強化を行いました。

カトリック・マリア会・セントジョセフ奨学育英基金

（委託者：宗教法人「カトリック・マリア会」）

当社では、公益信託を通じて現在26種類の奨学金を支給しています。その一つが、平成13年に設定したカトリック・マリア会・セントジョセフ奨学育英基金です。この基金は、経済的に恵まれない家庭の高校生や在日外国人等の子弟である国内在住の小中学生にそれぞれ奨学金または就学援助金を支給し、就学を支援するものです。この基金の設定は、一人ひとりの人間にとってその生存権および人格権を実現する上で教育は非常に重要であるという考えに基づき、真の国際化に必要な博愛平等の心に充ちた敬謙篤実な社会人を育成することを目的としています。

公益信託のしくみ

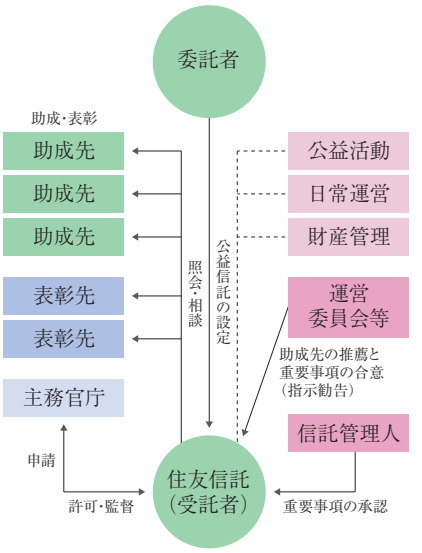

公益信託　受託状況

目的	件数
奨学金支給	26
自然科学研究助成	17
人文科学研究助成	3
教育振興	23
社会福祉	5
芸術・文化振興	9
文化財の保存活用	0
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	2
緑化推進	0
都市環境の整備・保全	14
国際協力・国際交流促進	11
その他	4
合計	115

（平成17年3月末現在）

日本経団連自然保護基金

（委託者：日本経団連自然保護協議会）

日本経団連では、平成4年に基金を設立して以来、自然保護活動に対する支援を行ってきましたが、内外からの要請の高まりに呼応してさらに支援を拡充するため、平成12年にその仕組みを公益信託へと変更しました。この基金は、自然保護活動の推進を図り、人類の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としています。助成対象は、アジア太平洋地域を主とする開発途上地域において非営利の民間組織が行う自然環境の保全に関する業務、国内の自然環境保全地域等において行う自然保護活動です。

当社東京営業部では、店舗ロビーにて平成17年3月下旬より約一ヵ月間、日本経団連自然保護基金の環境保護活動を紹介する写真パネル展を開催しました。基金の活動内容・実績や支援を行った非営利団体の具体的な環境保護活動を紹介することで、同基金の認知度向上および幅広い方々からの支持をさらに高めることに貢献しています。

大和証券グループ津波復興基金

（委託者：大和証券グループ本社）

「大和証券グループ津波復興基金」は、平成16年12月にインドネシアのスマトラ沖で発生した大地震、津波の被災地で復興活動を行う民間団体を支援する目的で、大和証券グループが公益信託「アジア・コミュニティ・トラスト」（ACT）内に設置した基金です。ACTは、昭和54年にアジア諸国のNGO（非政府組織）や教育機関等に対して民間レベルで協力するために設立された日本初の公募型公益信託です。

この基金は、インドネシア・スリランカ・インドの被災3ヵ国の現地NGOにより実施される、①子どもの心のケア、②子どもに対する教育機会の提供、③マイクロファイナンス（零細事業への小口金融）の3分野に関わるプログラムを支援対象としています。平成17年度から10年間にわたり約1億円を助成する計画で、一過性の義援金でなく、現地のニーズに沿った長期支援を目指しています。

文化支援

「60歳のラブレター」

住友信託銀行では、シニア世代のご夫婦を応援する「60歳のラブレター」キャンペーンを平成12年度より行っています。退職され、セカンドライフのスタート時期を迎えられる50～60歳代のご夫婦が、ラブレターで素直に感謝の気持ちを打ち明けることにより、次なるステージへの新たな夢が生まれることを期待した企画です。5回目となる平成16年度は、全国から10,481通のご応募をいただきました。

応募作品は選考の結果、入選作を作品集として毎年出版しており、過去4回分を合わせて30万部を超えるベストセラーとなっています。海外でも中国語・韓国語の翻訳版が出版されるなど、大きな反響を呼んでいます。なお、国内での出版に係る印税は、「NHK歳末たすけあい・海外たすけあい」に全額寄付しています。

「60歳のラブレター」

少年サッカー大会「住友信託 東京カップ」への協賛

平成16年度より、「住友信託 東京カップ」と冠して、東京都の小学5年生を

中心としたサッカー大会に協賛しています。本大会は、財団法人東京都サッカー協会の主催のもと、昨年までにすでに16回の開催を数える歴史ある大会であり、サッカー大会への協賛を通じて、少年の健全な育成に貢献することを目指しています。

少年サッカー大会「住友信託 東京カップ」

教育支援

「住友経営テクノロジー・フォーラム」の設立

当社は平成17年4月、株式会社三井住友銀行、住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社とともに、「住友経営テクノロジー・フォーラム」（有限中間法人）を設立しました。

企業を取り巻く経営環境の未曾有の変化により、従来型の経営手法が通用しなくなった昨今の状況を踏まえ、IT技術や金融工学の進化を背景に発展した経営手法「経営テクノロジー」について、経営トップ・幹部を対象に、定期的にセミナーを実施しています。「経営テクノロジー」は、リスク管理、意思決定、資金調達、マーケティング、人材育成等の経営各分野において、応用分野が広がってきており、企業経営層の人材が、ともに学び、共有化することを通じて、企業経営の革新を図り、21世紀の経営スタンダードの確立を目指していきます。

「日本の次世代リーダー養成塾」への協賛

当社は、知事8人と経済界・学界で組織する地方分権研究会が企画し、平成16年度から開催されている「日本の次世代リーダー養成塾」に協賛しています。グローバリゼーションが加速する中、この養成塾では、自国の文化や歴史への深い造詣を持ち、また人として高い倫理観や責任感、構想力や決断力を持つ、日本の明日を担う若きリーダーの育成を目指しています。当社は、ティーチングアシスタントの派遣を通じて、この活動に貢献しています。

平成16年度は、全国31都道府県と海外4ヵ国から合わせて179人の高校生が参加し、約2週間の間、国内外の著名人による講演、実技演習、職場見学などを通じて、講師陣と学生が議論を深めました。平成17年度は、高校生1年生・2年生だった対象範囲を高校生すべてに広げ、第2回の養成塾が開講されました。

財団法人「トラスト60」の活動

財団法人「トラスト60」は、昭和62年に住友信託銀行創業60周年を記念し、信託制度の調査・研究およびこれらへの助成を行うことを目的として設立されました。高齢化社会の急速な進展に適切に対処し、経済構造の変革を推進していくにあたって、信託制度がどのように活用できるかをテーマに、国内外の信託制度や信託類似制度に関する研究のほか、高齢者の財産管理などをテーマとした研究会の運営や学者グループへの研究助成なども実施し、信託制度の普及・発展に努めています。

平成16年度は欧州において浸透しつつある、オルタナティブ・ファイナンス（社会的意義の観点から「新たな資金の流れ」を創出する金融活動）の実態調査、我が国への導入可能性に関する研究を実施したほか、信託に係わる理念・仕組みを広く社会に普及していくため、大学院における寄付講座の開設にも取り組みました。

「日本の次世代リーダー養成塾」

各支店における活動——地域に密着した取組み

当社では、本部における全社的な取組みだけでなく、各支店を拠点に地元に密着した社会貢献活動への取組みを強化しています。平成16年度後半からは、支店におけるCSR活動を支援・推進するために、CSR関連予算枠も確保しました。本格的な取組みを開始して2年が経過し、当社のCSRは着実に全店的な活動に発展しつつあります。

平成16年度の活動内容		支店・事業所名
環境配慮・保全活動	保育園のビオトープづくり	静岡
	「愛・地球博」応援キャンペーン	名古屋・名古屋駅前
	環境美化活動（公園・道路・海岸）	奈良西大寺・新宿・名古屋・金沢・京都・山口防府
	ECOこしがや推進事業所宣言	越谷
	藤沢市ごみ減量推進店	藤沢
	しずおか環境行動宣言	静岡（個人ベース）
防犯・防災・被災者支援	振り込め詐欺防止セミナーの開催	横浜・藤沢・相模大野
	防災セミナーの開催	難波・越谷
	新潟県中越大地震義援金口座の開設	新潟
障害者との交流・支援拡大等	牛乳パックの回収・絵手紙教室の開催	姫路
	美術・工芸作品のロビー展	高槻・松山
	講演会のお土産にクッキーを採用	千葉・明石
	頒布品にはがき、石鹸、タオルを採用	難波・高槻・明石・港南台・福山
	従業員の昼食用にパンを販売	住信振興（府中事業所）
	手話講習会の開催	八尾・上野・津田沼・越谷・大宮・福山
	車椅子利用体験講習会の開催	福山
遺言・相続・運用・健康セミナーの開催		難波・阿倍野橋・千里中央・和歌山・川西・越谷・大宮・相模大野・名古屋駅前・静岡・福山
CSRセミナーの開催		甲府・仙台・名古屋駅前
枚方市より「民間企業派遣研修」受入れ		枚方
使用済み切手・プリペイドカード・ベルマーク・缶プルタップの収集		八尾・金沢・広島
ロビーの活用	朗読会（平家物語の琵琶語り）	東京中央
	地元小学校の環境活動紹介	越谷
	地元市役所周年事業パネル展	相模大野
	WWFの活動紹介パネル展	本店営業部・梅田・渋谷・千葉・所沢・新潟・岡山
	地球温暖化パネル展	大宮
	「知床を世界遺産に」（知床半島の世界遺産登録推進活動パネル展）	札幌
	チンチン電車の保存に関するパネル展	堺
	児童文学「ズッコケ3人組」シリーズ展	山口防府
海外店での活動	小児科専門病院・慈善団体・教育団体・自然保護団体等への寄付	ロンドン
	「60歳のラブレター」英語版の寄贈	ロンドン
	教育振興プログラム支援	ニューヨーク
	エコオフィス化活動の推進	シンガポール
	事務机の地元学校への寄贈	バンコク（駐在員事務所）

保育園のビオトープづくりに参加

（静岡支店）

静岡支店では、開店50周年の記念事業として、地元のNPO法人・PTAと協力して函南町の保育園のビオトープづくりに協力しました。将来を担う子どもたちの環境・情操教育に役立てばとの思いから、従業員20数名がそれぞれの担当作業に取り組みました。また、支店従業員一同より苗木購入代金として10万円の寄付を行いました。

保育園のビオトープづくりに参加

「振り込め詐欺」等被害防止セミナー

（横浜支店・藤沢支店・相模大野支店）

横浜支店では、神奈川県県民部安全・安心まちづくり推進課の協力を得て、中高齢者を中心に全国的に被害の出ている「振り込め詐欺」や「架空請求」等に関するセミナーを開催しています。ますます巧妙化する手口の実態や対応策の啓蒙により被害を未然に防止することを目的としており、「行員をはじめ顧客の自主防犯意識の高揚に寄与した」として県金融機関防犯連絡会より表彰を受けました。なお、藤沢支店・相模大野支店でも同様の企画を実施し、好評を得ています。

振り込め詐欺被害防止ポスター

牛乳パックを原料にした手漉きはがきを使い絵手紙教室開催

（姫路支店）

姫路支店では、以前より市内の障害者作業所で作られる各種製品の販売に協力してきました。平成16年度は、さらに活動の範囲を広げ、同作業所が手漉きはがきの原料としている牛乳パックを支店の全従業員が協力して集め、提供することとしました。さらに手漉きはがきを広く知ってもらうとともに販売促進につなげるため、絵手紙教室を開催しました。

なお、この牛乳パック回収活動の状況は、平成17年度の「第19回牛乳パックの再利用を考える全国大会」にて発表しました。

牛乳パックを原料にした手漉きはがきを使い
絵手紙教室開催

知的障害授産施設で作られるパンの販売協力

（住信振興（府中事業所））

グループ会社の住信振興が管理する府中ビルには、当社および関係会社の従業員約2,000名が勤務しています。ここでの昼食用の一部として調布市の知的障害授産施設

で作られるパンの販売に協力しています。毎週金曜日に同施設の責任者・障害者・ボランティアの皆さんがチームを組んで販売していますが、美味しいと評判で毎回約400個が1時間ほどで完売します。同施設ではこの販売活動を障害者が社会と交わる訓練の場と位置付けており、当社は場所の提供と販売協力を通じて、この活動を支援しています。

知的障害授産施設で作られるパンの販売協力

平家物語琵琶語り

（東京中央支店）

東京中央支店では、日本朗読文化協会・八重洲ブックセンター等の協力を得て、琵琶と笛による「宮尾本 平家物語の語り」の集いをロビーで開催しています。平成17年2月より10月まで8回シリーズで実施。参加者は毎回約60名としていますが、大変好評で申し込みが殺到しています。日頃は地味な銀行ロビーも、琵琶と笛の音で華やいだ雰囲気に変わります。

平家物語琵琶語り

小児科専門病院への寄付

（ロンドン支店）

ロンドン支店開設30周年記念パーティーにて、職員参加のチャリティーオークションを行い、売上金をロンドン市内にあるGreat Ormond Street Hospital for Children NHS Trust（英国屈指の小児科専門病院として、英国はもとより欧州における最先端の小児科医療を担う拠点病院）へ運営資金として寄付しました。同時に、当地での慣行に従い、ロンドン支店としてもチャリティーオークションの収益金と同額を拠出してマッチングギフトを行いました。また、チャリティーマラソンイベントに20名の職員が参加し、ロンドン支店で拠出した参加費用の大部分が、主催者を通じてさまざまな非営利団体（慈善団体、教育団体、自然保護団体等）への寄付・支援に充てられました。

Great Ormond Street Hospital for Children

使用済み事務机の寄贈

（バンコク駐在員事務所）

日本国内では不要品として処分されてしまうものでも、まだ再利用・二次使用できるものについては、引取り手が存在します。バンコク駐在員事務所では、リサイクルの促進およびタイ国内における教育環境整備に貢献すべく、同事務所の事務机新調により不要になった古い使用済事務机を現地スタッフの子弟が通う地元の学校（Bangkok Phetcharawuit Secondary School）に寄贈し、後日感謝状をいただきました。

Bangkok Phetcharawuit Secondary School

働きやすい職場環境づくり

quality

当社がステークホルダーの皆様に付加価値を提供し、より大きな社会貢献を行っていくためには、仕事にやる気と誇りを持ち、活き活きと働く従業員の存在が欠かせません。一人ひとりの従業員が自己実現に向けて成長できる職場環境を創出することが、ひいては住友信託銀行全体の持続的成長につながるという信念のもと、当社では、フェアでオープンな人事制度を採用しています。

個人の主体性を尊重する人事制度

当社では、平成15年10月に従来の人事制度を廃止し、オープンでフラットな新人事制度を導入しました。旧人事制度における職掌（総合職・一般職など）・資格制度による制約を取りはらい、お客様に付加価値を提供する各分野のスペシャリストを育成するという目的に向けて、個々人の主体的な選択とコミットメントによってキャリアプランを決める「キャリア制」、人材候補者群である「職群制」を導入しています。

従業員一人ひとりの持てる能力を高め、発揮させ、かつ柔軟に人材登用を行うことにより、多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応え続けていきたいと考えています。

人事制度の基本理念

1. 従業員一人ひとりを尊重し、「選択」の機会を拡充することにより、各人が持てる実力を存分に発揮できる場を提供すること。
2. 社外のプロと競争し打ち勝つことができる真のプロフェッショナル人材の集合体とすること。
3. 各事業部門の事業戦略・業務特性に応じた処遇、戦力計画の構築を進めていくこと。

制度の枠組

①キャリア制

当社では、入社した時点の総合職・一般職という「職掌」によって、自分のキャリア

各キャリアと役割等

キャリア名	事業部門	将来的に期待される役割	勤務地
Pキャリア（プロフェッショナルキャリア）	特定しない	全社・部門の経営を担う	特定しない（隔地間転勤あり）
Dキャリア（ディビジョンキャリア）	原則として特定*	特定の部門または全社経営を担う	部門により異なる
Eキャリア（エキスパートキャリア）	特定しない	マネージャークラス	特定（原則として採用店部周辺）

＊本人のキャリアパスの観点から、所属事業部門への復帰を前提に、一定期間他の事業部門に異動することはあり得ます。

職群、旧制度、新制度

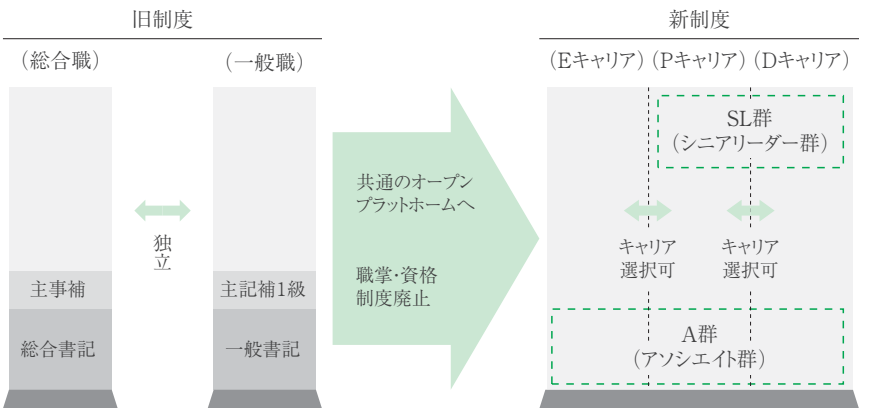

パスの枠組が事実上決まってしまう職掌制度を廃止し、自己責任において自らキャリアを切り開くことができる「キャリア制」を導入しています。業務経験や自己啓発等を経て、自らの主体的意思により柔軟にキャリアを選択することが可能です。

②職群制

当社では、職掌ごとに別体系となっていた資格制度を廃止し、全キャリア共通の職群制度を導入しています。職群とは、アソシエイト、マネージャー、リーダー、シニアリーダーからなる4つの人材群で、専門性やスキルなど、業務上発揮される行動能力の高さによって決定します。

全社共通のフラットなプラットフォームに変更することにより、年齢や性別に関係なく、実力本位の自由な競争を促します。

人材評価制度

当社では、「自律的なキャリア形成と絶え間ない自己変革を進める従業員の集合体でありたい」との思いから、平成9年より本人参加型の「人材評価制度」を採用しています。新人事制度における評価制度についても、引き続き本人参加型を軸とし、下記の点を徹底しています。

- 公正な評価に基づき、役割・成果に応じた処遇を決定する
- 評価時点における各人の状況・レベルを客観的・的確に把握し、今後の育成に役立てる
- 従業員の業務遂行の評価を、会社・店部・室課・チームの業務運営方針・課題・目標と密接に関連づける
- 加点主義による評価を徹底する

雇用の状況

	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成17年3月31日
従業員数	4,991人	4,843人	4,991人
男性	2,625人	2,558人	2,654人
女性	2,366人	2,285人	2,337人
平均年齢	39年1月	39年1月	38年9月
男性	41年4月	41年2月	40年9月
女性	36年4月	36年8月	36年5月
平均勤続年数	12年2月	12年2月	11年9月
男性	13年11月	13年8月	13年1月
女性	10年0月	10年4月	10年3月
平均給与月額	415千円	406千円	414千円
男性	546千円	519千円	521千円
女性	265千円	275千円	285千円

（注）1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 従業員数には、臨時雇員および嘱託（平成15年3月31日：87人、平成16年3月31日：66人、平成17年3月31日：72人）を含んでいません。
3. 従業員数には、海外現地採用者（平成15年3月31日：262人、平成16年3月31日：260人、平成17年3月31日：275人）を含んでいます。
4. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものです。
5. 女性従業員の内、管理者は平成15年3月31日：37人、平成16年3月31日：37人、平成17年3月31日：40人です。
6. 障害者雇用率は、平成15年6月1日：1.80%、平成16年6月1日：1.80%、平成17年6月1日：1.93%であり、法定雇用率を達成しております。

女性の活躍推進

当社では、意欲ある女性が従来以上に実力を発揮しやすくするための環境を整備し、「従業員一人ひとりが性別に関係なく能力や個性を活かして活躍できる企業」を目指しています。信託銀行初となる女性支店長を任命したほか、出張所長にも女性を登用しており、平成17年3月末現在で、管理者のうち女性は40名（前年同時期比3名増）となっています。

障害者雇用

障害者雇用率は、平成17年6月1日現在で1.93%と前年同時期に比べ0.13ポイント増加し、法定雇用率（1.8%）を達成しています。当社では、年間を通じて採用の門戸を開いており、障害者の方により活躍いただける環境づくりを目指しています。

豊かな人材の育成

人材は当社にとって最大の経営資源です。今後も、当社がお客様に支持される金融機関として存在していくために、新人事制度の理念を一層推進するとともに、自ら課題を発見・認識し、創意工夫を凝らすことができる人材を継続的に育成していくことが必要と考えています。従業員各自が各事業部門・業務の「プロのプレーヤー」として期待される役割・業務遂行レベルと、その期待される役割を遂行する人材像を明確に認識するとともに、今後取り組むべき能力開発の方向性を明確にするため、当社では「目指すべき人材イメージ」を作成し、明示しています。この「目指すべき人材イメージ」は、常に実情に即した内容を維持するため、人事部と各事業部門とで定期的に見直しています。

さらに、当社では、従業員の自律的なキャリア形成を支援するため、以下の制度を実施しています。

業務公募制度

従業員各自のコミットメントをベースとした自律的なキャリア形成を促進するため、従来からあった部門公募制を拡充して「業務公募制度」を導入しました。本制度は全キャリアを対象としており、具体的業務を明示して募集する「募集型」、募集業務の有無に関わらず希望する事業部門・業務を受け付ける「希望型」の2種類で年2回実施しています。いずれも希望者が直属の上司を経由せずに直接人事部に申込む方法で運営しています。

各種研修プログラム

当社ではOJTによる人材育成を基本としていますが、併せて業務スキル向上を目的とした研修、マネジメントスキルの向上やリーダーシップの発揮を促す研修、留学・派遣等を実施しています。

平成17年4月には、新しいeラーニングシステムを導入し、派遣職員を含めた職員全員が必要に応じて業務に必要な知識を自己学習できる環境を整備しました。今後も、カリキュラムの充実を図るとともに、集合研修との組合せによって、より効果的な研修プログラムを開発する方針です。

今後も、各事業部門の特性に対応した各種プログラムの内容の充実を図るとともに、従業員の自律的なキャリアデザインを支援するプログラムも拡充していきます。

人権啓発

当社では、社長を委員長とする「人権啓発委員会」を社内に設置し、さまざまな人権問題に関する各種研修・啓発活動に取り組んでいます。

この研修・啓発活動の目的は、従業員一人ひとりが個性を尊重し合い、人権尊重の考え方を仕事上の拠り所にするという企業風土の涵養です。同時に、社内に限らず、お客様や社会との関わりの中で、いかに活き活きと自分らしく生きるか、自分自身に問いかけ、人間の豊かさを高めていくための機会と捉えています。

研修体系は、階層別と全従業員向けとに分かれており、最低年2回受講する機会があります。テーマは、同和問題を始めとして多岐にわたりますが、人権に関する「知識」と「意識」の両面から取り組んでいます。「知識」面では、人権に関する国内外の法令などを学び、「意識」面では、人権問題を自分自身の問題と捉え、自ら答えを見つけてもらう研修です。

業務公募制度利用実績

	応募件数	採用者数	採用率
平成15年度実績	65名	29名	45%
平成16年度実績	71名	44名	62%

労使関係

当社は、約3,500名の組合員を擁する「住友信託銀行従業員組合」と労働協約を締結し、労使の信頼関係を基盤に健全な労使関係を構築しています。

さらに、会社と組合とは対話も重要視しており、「経営協議会」を年2回定期的に開催するとともに、「労使懇談会」にて労使協議を相当回実施しています。また、各支部単位では、年4回の定期的な支部協

議会を開催しており、最近であれば職場環境の質の向上を目指し、労働環境をテーマに、現場レベルでも話し合いや提言等を行っています。また、必要に応じた臨時協議や日々の活発なコミュニケーションにより労使対話の充実を図っています。

職場の安心・安全の向上

当社では、従業員が安心・安全に社会生活を送り、能力を十分に発揮することができるよう、従業員の心身の健康および安全に十分配慮した職場環境の整備に取り組んでいます。

健康管理体制

従業員の健康管理・健康増進を図るため、各事業所に「健康管理責任者」を配置するとともに、各事業所の規模に応じて産業医・衛生管理者を配置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、一定の限度を超える時間外勤務を行った場合、勤務者の健康面への影響を重視し、過度の負荷ひいては傷病につながる事を未然に防止することを目的として、健康状態をチェックし、必要に応じて産業医等による助言指導・健康診断を受ける体制としています。

定期健康診断の実施

当社では、毎年1回、全従業員を対象として定期健康診断を実施しています。各事業所の衛生管理責任者等のフォローにより、健康診断の受診率は100%近い水準を維持しています。またこのほか、店部長を対象とした人間ドックや胃の検診も年1回実施しています。その他の従業員およびその家族に対しては、全国60カ所の医療施設と提携し、「住友信託健康保険組合」にて人間ドック受診の補助も実施しています。

各種健康相談・カウンセリングの実施

従業員の健康管理促進の観点から、当社東京診療所他においてメンタルカウンセリングタイムを設置しているほか、「住友信託健康保険組合」にて電話による無料健康相談も実施しています。

次世代支援プログラム

当社では、出産・育児を支援する制度として、これまでも産前・産後休暇や育児休業制度を導入してきました。育児休業制度は男女を問わず取得可能で、平成16年度の育児休業取得実績は、24名でした。

さらに、平成17年4月に「次世代育成対策推進法」が施行されたことを受け、当社では、次世代育成支援に向けた行動計画を策定するにあたり、基本方針を定めました。

初回行動計画期間については、「より働きやすい労働環境の整備」をできるだけ早期に実現するため、2年間としました。2回目以降の行動計画期間については、計画策定時における労働環境の状況、世間動向、行動計画の必要性、実現可能性等を考慮し、改めて決定していく方針です。

具体的な行動目標については、従業員の多様な働き方を支援し、その能力を十分に発揮できる就業環境を整備していく観点から、平成17年8月1日に「福利厚生パッケージプラン」を新設しました。このプランでは、育児・介護や能力開発関連の福利厚生メニューを中心に充実させており、本人が必要に応じて複数のメニューの中から選択して利用できるものです。

次世代育成支援への基本方針

1. 新人事制度の基本理念である「個の尊重と多様な人材の実力発揮」を支援する観点より、会社の持続的成長を可能にする人材の実力を発揮しやすくする環境を整備する。
2. 女性の活用・実力発揮の観点からも育児等に対して一定の支援を行う。
3. 次世代法の精神をベースにした行動計画を策定し、これを着実に実行する。

「ＣＳＲレポート 2005」第三者のコメント

住友信託銀行株式会社
取締役会長　高橋　温 殿
取締役社長　森田　豊 殿

PRICEWATERHOUSECOOPERS

2005 年 8 月 30 日

第三者コメントの目的は「CSR レポート 2005」（以下、「同報告書」という。）に記載された重要な社会面・環境面の取り組み及びその記載内容に関して、特徴、成果、改善点、今後の方向性についてコメントすることを目的としています。コメントするために以下の手続きを実施しています。

1. CSR 担当取締役（常陰均取締役兼常務執行役員）へのインタビュー
2. 本社、藤沢支店、住信振興株式会社（府中事業所）における視察及びヒアリング
3. 同報告書の最終原稿の通読

1．住友信託銀行の CSR　－今後の展開への期待

住友信託銀行では、CSR を体系的に取り組み始め２年が経過しました。今年の７月には日本の銀行として初めて国連グローバル・コンパクトにも署名しています。

当初より CSR を「企業価値増大のための実行性ある『事業』」として位置づけており、本業である金融商品・サービスの提供に力を入れてきました。同報告書においても、住友信託銀行の事業（P6-7）の紙面で各事業部門の CSR 関連商品を解説、「事業活動を通じた貢献」の章（P18-25）を設けて取り組みを報告しているように、その定着・深化が感じられます。また SRI ファンドや環境配慮型プロジェクトファイナンスの実績も伸びており、その成果も確実に表れていると言えます。

こうした状況を高く評価しつつ、さらなる発展に向けて指摘したいことは、『住友信託銀行の CSR』の概念の整理がまだまだ必要だということです。同報告書では企業戦略に結びつけた独創的な概念「企業価値向上へ向けた５つのパス」（P2）を紹介する一方で、CSR 経営の基本的な考え方として「倫理憲章」、「社会活動憲章」（P8）も記載しています。これらの関連や整合性に関する説明はなされていません。CSR は従業員の一人ひとりが担っていくものであり、それを実現するためには、明確でわかりやすいフレームワークが欠かせません。新たに参加したグローバル・コンパクトの 10 原則も含めて、現在ある CSR のフレームワークを再整理し、提示しなおす必要があると考えます。

またその次のステップとして、フレームワークに基づき各部署・支店・グループ会社が果たすべき CSR を明確に示すとともに、活動の進捗状況を把握するために、活動目標の定量化にも取り組んで欲しいと思います。

金融業界の CSR の意義は高く、これからもトップランナーとしての果敢な挑戦に期待します。

2．現場における取り組みについて

訪問した藤沢支店・府中事業所ともに意欲的かつ創意工夫して取り組んでいる印象を受けました。例えば藤沢支店の「ごみ減量推進店」（P27）は、支店のメンバーが藤沢市のホームページから情報を探し、参加を提案したものです。府中事業所の知的障害授産施設のパンの販売（P34）も、所長自らが社内外の関係者に積極的に働きかけ実現しました。CSR は自主的に取り組むべきことであり、それが実践されていることは高く評価できます。

住友信託銀行では、こうした現場の取り組みを推進するため、CSR 関連予算枠の設置、社内オルグによる意識向上などの施策を実施しており、今後も活動が広がるものと思われます。それを現実のものとするには、多くの成功事例を重ね、それを従業員が共有化することが鍵となるでしょう。一方、活動が広がるにつれて領域が増えすぎ、方向性が不明瞭になる懸念もあります。活動を継続させるためにも、企業価値の向上に結びつけるためにも方向付けは必要です。それを担うのが社会活動統括室であり、現場を一層リードすることが期待されます。

3．記載内容などについて

お客様情報の紛失といったネガティブ情報も記載され（P15）、積極的な情報開示に努められています。

業種特性のためか体制や実績の説明に力点がおかれ、ステークホルダーとの協働の様子など、活き活きした記載が少ないのは、今後の課題として感じられました。

またレポートを活用したコミュニケーションの実践も、昨年に引き続き取り組みを期待します。

※このコメントは、報告書の記載情報の収集と報告に関するプロセスの有効性や信頼性を述べるものではありません

株式会社中央青山サステナビリティ認証機構
（中央青山監査法人グループ）

CASCert
IC2005-0008

代表取締役社長　細野康弘　　取締役副社長　井上壽枝

住友信託銀行CSRレポート2005
アンケートご協力のお願い

住友信託銀行のCSRレポートを最後までお読みいただき、ありがとうございました。

皆様とのコミュニケーションを通じて、よりよいレポートの作成に努めていきたいと考えております。本レポートについてのご意見・ご感想を、裏面のアンケートにご記入の上、お送りいただければ幸いです。

住友信託銀行株式会社　企画部　社会活動統括室 行
〒100-8233　東京都千代田区丸の内1-4-4
電話　03-3286-1111
FAX 03-3286-8741

「住友信託銀行 CSRレポート 2005」アンケート

Q1. 本レポート全体について、どのようにお感じになられましたか?

・内容　□ 充実している　□ 普通　□ 不足している

・読みやすさ　□ 読みやすい　□ 普通　□ 読みにくい

Q2. 本レポートにある住友信託銀行のCSRへの取組みについてどう思われましたか?

□ 十分評価できる　□ 評価できる　□ 普通　□ あまり評価できない　□ 評価できない

Q3. 本レポートで印象に残った項目、興味を持たれたのはどの項目でしょうか?(いくつでもお選びください)

住友信託銀行のCSR　□ 住友信託銀行のCSR　□ 国連グローバル・コンパクトへの参加

全ステークホルダーの皆様へ　□ 全ステークホルダーの皆様へ

住友信託銀行のCSR活動基盤　□ 信託銀行の役割と住友信託銀行の経営スタンス　□ 住友信託銀行の事業

□ CSR経営の基本的考え方　□ CSR推進体制

住友信託銀行のCSR活動サマリー　□ 住友信託銀行のCSR活動サマリー　□ GRIガイドライン対照表

透明性の高い経営の推進　□ コーポレート・ガバナンスへの取組み　□ コンプライアンスの徹底

□ リスク管理体制

事業活動を通じた貢献　□ ステークホルダーへの経済的な貢献　□ 社会的責任投資(SRI)への取組み

□ 環境負荷削減に貢献する商品・サービスの提供

□ お客様の信頼・満足向上への取組み

環境保全への取組み　□ 環境方針の策定　□ 国際的な環境保全活動への参加

□ 事業サイクルにおける環境負荷削減への取組み

企業市民としての責任　□ 公益信託　□ 文化支援　□ 教育支援

□ 各支店における活動——地域に密着した取組み

働きやすい職場環境づくり　□ 個人の主体性を尊重する人事制度　□ 雇用の状況　□ 豊かな人材の育成

□ 労使関係　□ 職場の安心・安全の向上　□ 次世代支援プログラム

第三者コメント　□ 第三者コメント

Q4. 本レポートについて、良い点、改善すべき点など、ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

Q5. 本レポートをどのような立場でお読みになりましたか?

□ 個人のお客様　□ 法人のお客様　□ 個人の株主・投資家　□ 法人の株主・投資家

□ 企業のCSRご担当者　□ 研究・教育関係者　□ NPO・NGO　□ 報道関係者

□ 政府・行政関係者　□ 学生　□ 住友信託銀行グループの従業員

□ その他(　　)

ご協力ありがとうございました。お差し支えない範囲で、ご記入をお願いします。

お名前:　　ご職業・ご勤務先:

ご住所:〒

お電話番号:

このアンケートは、CSRレポートの一層の充実を目指して実施しており、それ以外の目的でご記入いただいた個人情報を使用することはありません。
当社は個人情報の適正な管理に努めます。

住友信託銀行株式会社　企画部　社会活動統括室 行
FAX 03-3286-8741

昨年度レポートに対するご意見・ご感想

昨年初めて発行した「CSRレポート2004」につきましては、各ステークホルダーの皆様より、
さまざまなご意見をいただきました。その内の主なものをご紹介します。

住友信託銀行が銀行界で最初にCSRに取り組んでいることを知り、私は退職金の運用を任せる「お客様」部門のステークホルダーとなり、その目でこのレポートを読んだ。このようなレポートは、専門用語と業界用語を多用する講釈が長すぎ、サービスの受け手であるステークホルダーが知りたい「何をしてくれたか」の記述は少ないのが普通であるが、本レポートにおいてもその点での配慮が望まれる。

私が関与しているもう一つのNPOの牛乳パックリサイクル運動の成果が姫路支店でも取り入れられ、牛乳パックで紙漉をした障害者作業所のレターセット等の製品がお客様贈答品の一つになっていた。姫路地区では、地元の製紙メーカー、姫路市、NPO団体などがパックの回収システム充実プロジェクトを立ち上げ始めているので、地に着いたCSR活動に成長すると思われる。(「大阪ごみを考える会」 理事長 森住明弘様)

サービス業においては環境レポートは単純になるので、CSRレポートに取り組んだ姿勢は賢明と思います。少子高齢化社会を迎え、女性の登用・高齢者の雇用・子育て支援などに積極的に取り組んでいただきたいと思います。(東京都杉並区 渡辺様)

企業不祥事や重大な事故の発生の都度、企業経営者は世間から危機管理体制の甘さを非難される。多くの場合、後追いで倫理委員会などを急遽設置し、改善を世間に訴えるが全く説得力がない。そのような極端な例に限らず、多くの経営者は委員会設置などの形式は充足したものの、具体的には何をしたら良いのか判らず、その内実は不安に包まれているのではないだろうか。

本来、上善なる倫理観に基づく経営は水の如く流れ社内外に伝わり、決して見えぬ不安に恐れる必要はない。委員会設置などの形式を外に声高に叫ぶ必要も全くない。

企業は深山幽谷に棲む仙人ではなく、社会的存在の一つとして健全なる社会的責任を全うしている姿を説明する責任がある。

住友信託銀行の発行しているCSRレポートは、多岐に亘る項目を優れたバランス感覚で決して嫌味にならず紹介している。

一般企業経営者に限らず、これから企業人となろうとしている学生諸君も含めこのレポートを企業の社会的責任の好例として、是非とも多くの方々に読んでいただきたいと感じている。(「継続可能な危機管理の進め方」著者 荒岡 敏様)

会社概要 (平成17年3月末現在)

創業:	大正14年
総資金量:	33兆8,831億円
総資産:	16兆185億円
貸出金:	9兆9,481億円
信託財産額:	52兆6,455億円
資本金:	2,870億円
発行済株式数:	普通株式　1,672,147,956株
自己資本比率:	12.50%(連結)
従業員数:	4,991人
拠点数:	国内:61ヵ所(本支店 51、出張所 10)
	海外:支店3ヵ所、駐在員事務所5ヵ所
関係会社数:	連結子会社:19社(国内 13、海外 6)
	関連会社:9社(国内のみ)

内容についてのご意見・お問い合わせ先
住友信託銀行株式会社　企画部　社会活動統括室
〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-4
Tel: 03(3286)1111　　Fax: 03(3286)8741
URL: http://www.sumitomotrust.co.jp
平成17年9月発行

SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

PRINTED WITH SOY INK™

このCSRレポートは、すべてリサイクル可能な再生紙を使用し、
大豆油インキで印刷しています。